

令和5(2023)年度

健康福祉行政の概要

島根県健康福祉部

目 次

I. 健康福祉部の行政機構

| | |
|-------------|---|
| 1. 健康福祉部の組織 | 1 |
| 2. 各課の所掌事務 | 3 |
| 3. 地方機関の概要 | 5 |

II. 健康福祉部の予算の概要

| | |
|------------------------|----|
| 1. 島根創生計画 | 9 |
| 2. 令和5(2023)年度 当初予算の概要 | 14 |
| 3. 令和5(2023)年度 課別主要事業 | 15 |
| 地域福祉課 | 16 |
| 医療政策課 | 18 |
| 健康推進課 | 22 |
| 高齢者福祉課 | 26 |
| 青少年家庭課 | 29 |
| 子ども・子育て支援課 | 32 |
| 障がい福祉課 | 36 |
| 薬事衛生課 | 39 |
| 感染症対策室 | 41 |

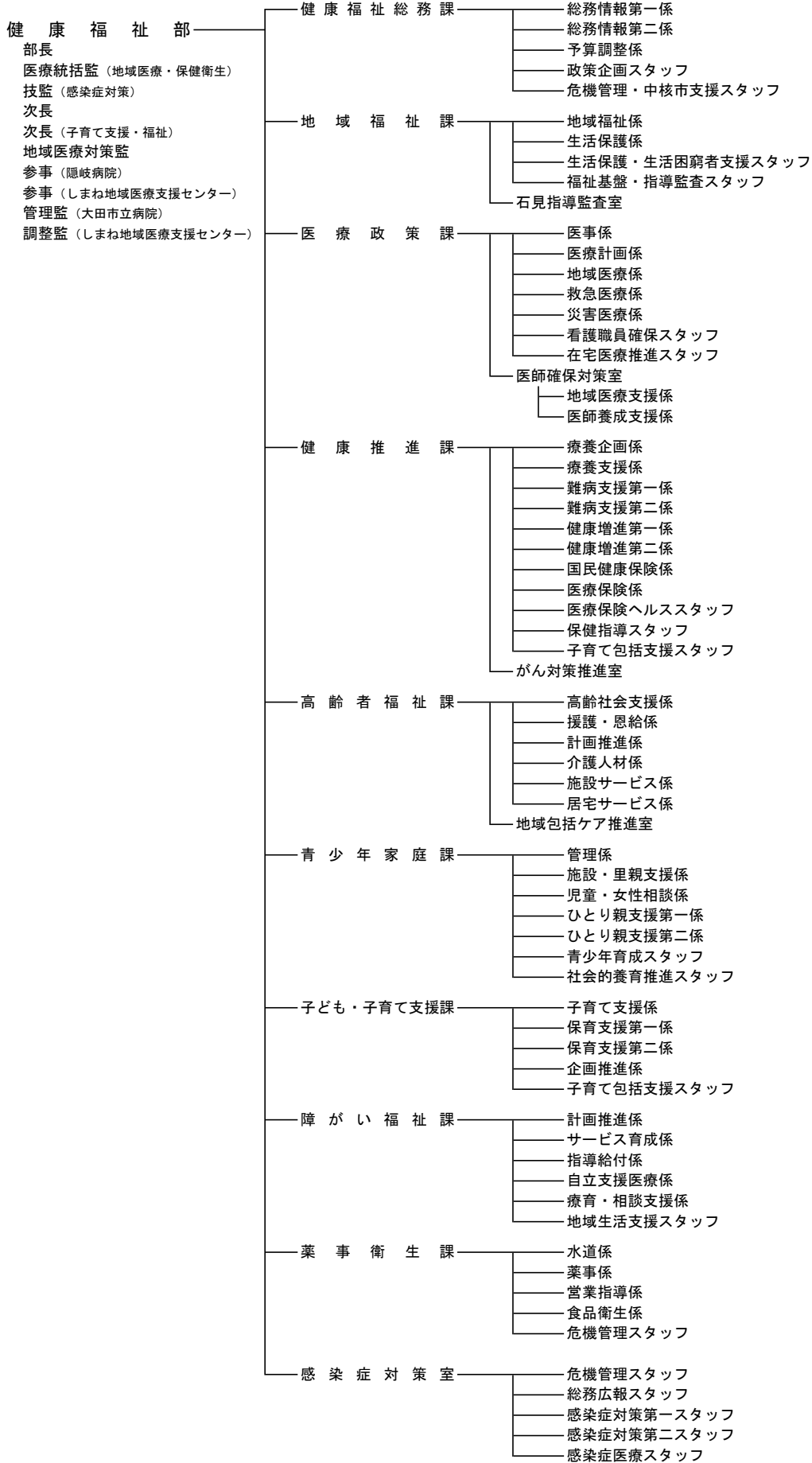
III. 参考資料

| | |
|-------------|----|
| 審議会等一覧 | 44 |
| 県出資外郭団体一覧 | 47 |
| 各種計画一覧 | 49 |
| 年間行事(週間・月間) | 55 |

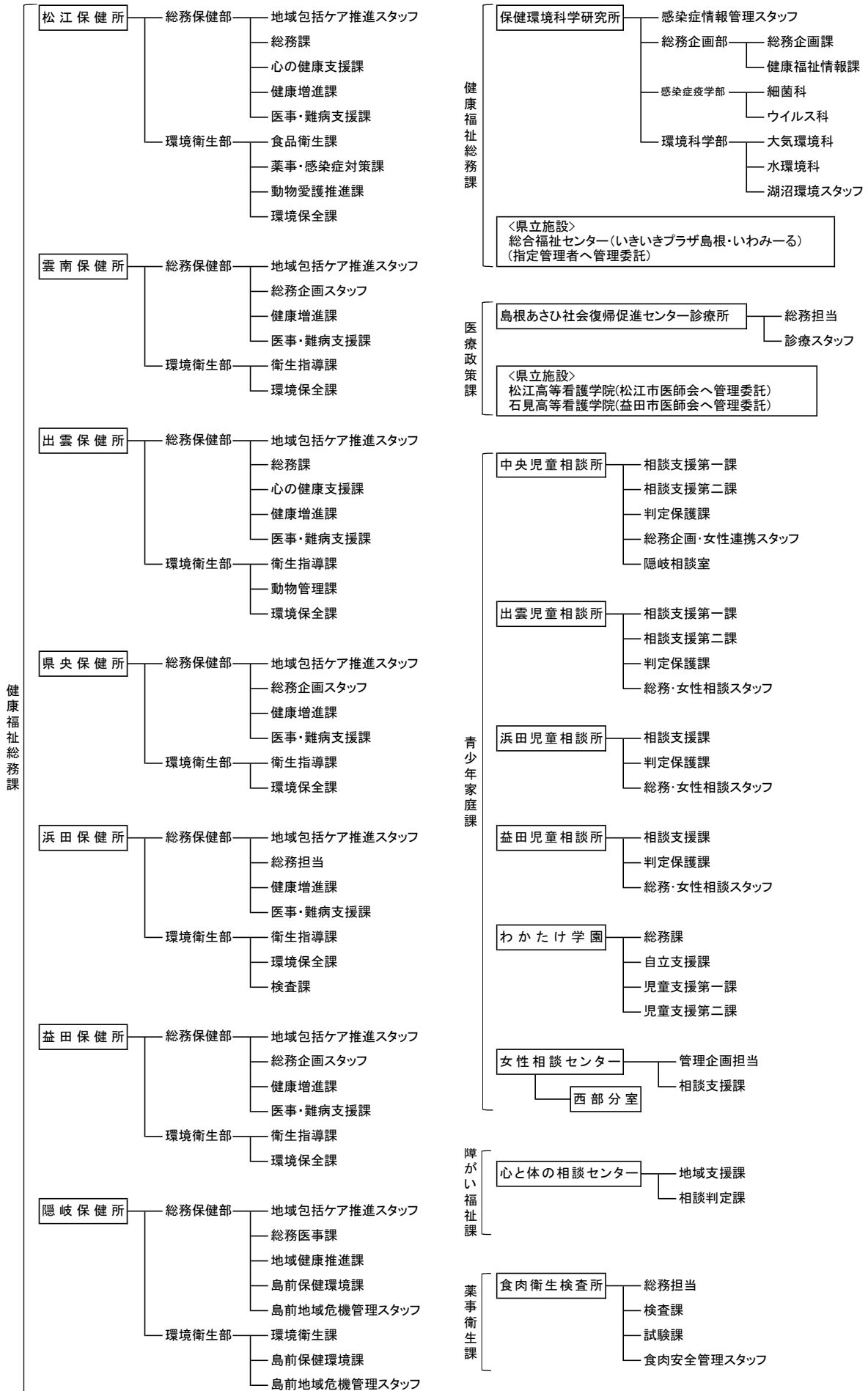
I . 健康福祉部の行政機構

1. 健康福祉部の組織（令和5（2023）年4月1日）

（1）本庁



(2) 地方機関



2. 各課の所掌事務

健康福祉総務課

- (1) 保健所及び保健環境科学研究所に関すること
- (2) 保健福祉統計に関すること
- (3) 社会福祉法人島根県社会福祉事業団の業務運営の指導に関すること
- (4) 総合福祉センターに関すること
- (5) 原子力災害時における要配慮者の避難対策に関すること（他課の所掌に属するものを除く）

地域福祉課

- (1) 社会福祉法人及び社会福祉施設の監査指導に関すること
- (2) 社会福祉連携推進法人に関すること
- (3) 地域福祉の推進に関すること
- (4) 民生委員に関すること
- (5) 生活保護に関すること
- (6) 行旅病人及び行旅死亡人に関すること
- (7) 生活困窮者の自立支援に関すること

医療政策課

- (1) 病院、診療所その他の医療施設に関すること
- (2) 保健医療提供体制の整備に関すること
- (3) 救急医療対策及びへき地医療対策に関すること
- (4) 医師、歯科医師、看護師その他の保健医療関係者に関すること
- (5) 高等看護学院に関すること
- (6) 公益財団法人島根県環境保健公社の業務運営の指導に関すること
- (7) 社会福祉法人恩賜財団済生会支部島根県済生会に関すること
- (8) 医師の確保に関すること（医師確保対策室）
- (9) 島根あさひ社会復帰促進センター診療所に関すること

健康推進課

- (1) 難病・小児慢性特定疾病に関すること
- (2) 原爆被爆者の健康管理に関すること
- (3) 栄養の改善及び指導に関すること
- (4) 栄養士及び調理師に関すること
- (5) 健康増進に関すること
- (6) 歯科保健に関すること
- (7) 母子保健に関すること
- (8) 生活習慣病の予防に関すること
- (9) 保健指導に関すること
- (10) 保健師の指導に関すること
- (11) 衛生教育に関すること
- (12) 高齢者の医療の確保に関すること（他課の所掌に属するものを除く。第15号において同じ）
- (13) 国民健康保険に関すること
- (14) 保険医療機関及び保険薬局の指導に関すること（国民健康保険、後期高齢者医療及び老人保健に係るものに限り）
- (15) 食育に関すること
- (16) 育成医療及び肝炎医療費助成に関すること
- (17) 公益財団法人ヘルスサイエンスセンター島根の業務運営の指導に関すること
- (18) がん対策の推進及び総合調整に関すること（がん対策推進室）

高齢者福祉課

- (1) 高齢社会対策の総合調整に関すること
- (2) 介護保険に関すること
- (3) 老人福祉に関すること
- (4) 介護保険事業支援計画の進行管理に関すること
- (5) 高齢者対策の推進に関すること
- (6) 未帰還者及び引揚者の援護に関すること
- (7) 旧軍人軍属及びその遺族の援護に関すること
- (8) 地域包括ケアの推進に関すること（地域包括ケア推進室）

青少年家庭課

- (1) 児童福祉に関すること（保育、障がい児の福祉及び母子保健に関するものを除く）
- (2) 児童虐待の防止等に関すること
- (3) 母子家庭、寡婦及び父子家庭の福祉に関すること
- (4) 青少年の健全育成の推進及び総合調整に関すること
- (5) 要保護女子の保護更生並びに配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関すること
- (6) 児童扶養手当に関すること
- (7) 児童相談所、わかたけ学園及び女性相談センターに関すること

子ども・子育て支援課

- (1) 少子化対策の推進及び総合調整に関すること
- (2) 児童福祉に関すること（保育に関するものに限る）
- (3) 児童手当及び子ども手当に関すること

障がい福祉課

- (1) 障がい者の日常生活及び社会生活の総合的な支援に関すること
- (2) 身体障がい者福祉に関すること
- (3) 知的障がい者福祉に関すること
- (4) 精神保健及び精神障がい者福祉に関すること
- (5) 発達障がい者の支援に関すること
- (6) 自死総合対策の総合調整に関すること
- (7) 島根県ひとにやさしいまちづくり条例（平成 10 年島根県条例第 25 号）に関すること（他課の所掌に属するものを除く）
- (8) 心と体の相談センターに関すること

薬事衛生課

- (1) 薬剤師、登録販売者、理容師、美容師、クリーニング師及び製菓衛生師に関すること
- (2) 旅館、興行場、公衆浴場、理容所、美容所、クリーニング所の衛生に関すること
- (3) 墓地、火葬場等に関すること
- (4) 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関すること
- (5) 薬事及び毒物劇物に関すること
- (6) 麻薬、向精神薬、あへん、大麻及び覚醒剤に関すること
- (7) 血液事業に関すること
- (8) 有害物質を含有する家庭用品の規制に関すること
- (9) 薬物乱用防止に関すること
- (10) 薬剤師の確保に関すること
- (11) 水道及び飲料水に関すること
- (12) 食の安全に関すること
- (13) 食品衛生に関すること
- (14) と畜場及びと畜に関すること
- (15) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関すること
- (16) 化製場等に関すること
- (17) 狂犬病予防及び犬による危害の防止に関すること
- (18) 動物の愛護及び管理に関すること
- (19) 食肉衛生検査所に関すること
- (20) 食品表示法（平成 25 年法律第 70 号）に関すること
- (21) 建築物の衛生管理に関すること
- (22) ねずみ（野そを除く）及び衛生害虫に関すること
- (23) 住宅宿泊事業に関すること（他課の所掌に属するものを除く）

感染症対策室

- (1) 結核その他の感染症の予防及び医療の提供に関すること
- (2) 笹ヶ谷周辺地区住民健康管理事務に関すること

3. 地方機関の概要

令和5年4月1日現在

【行政機関】

| 機 関 名 | 概 要 | 所 在 |
|--------------------------|---|---|
| 保健所 (地域保健法第5条) | <ul style="list-style-type: none"> ○地域住民の健康の保持及び増進など地域における公衆衛生活動の中心となる機関 ○保健所の組織 <ul style="list-style-type: none"> ・総務保健部：総務課（総務担当）、健康増進課、医事・難病支援課、心の健康支援課（松江、出雲） 地域包括ケア推進スタッフ （隠岐：総務医事課、地域健康推進課、島前保健環境課、島前地域危機管理スタッフ） ・環境衛生部：衛生指導課、（松江：食品衛生課、薬事・感染症対策課）、環境保全課、検査課（浜田）、動物愛護推進課（松江）、動物管理課（出雲）、 （隠岐：環境衛生課、島前保健環境課、島前地域危機管理スタッフ） ○松江保健所は、松江市の中核市移行に伴い、平成30年4月1日に「松江市・島根県共同設置松江保健所」となった。 | 松江：松江市 雲南：雲南市 出雲：出雲市 県央：大田市 浜田：浜田市 益田：益田市 隠岐： 隠岐の島町 （西ノ島町） ※所管区域： P7 図1参照 |
| 保健環境科学研究所 (地域保健法第26条) | <ul style="list-style-type: none"> ○本県の保健・環境行政の科学的・技術的中核機関として、調査研究、試験検査、研修指導及び公衆衛生情報等の収集・解析・提供を行う試験研究機関 （平成21年3月をもって公の施設機能（県民等からの依頼検査）を廃止。） （平成24年4月の組織改正により原子力環境センターは防災部原子力安全対策課へ移管） ○研究所の組織 <ul style="list-style-type: none"> ・感染症情報管理スタッフ ・総務企画部：総務企画課、健康福祉情報課 ・感染症疫学部：細菌科、ウイルス科 ・環境科学部：湖沼環境スタッフ、大気環境科、水環境科 | 松江市 |
| 児童相談所 (児童福祉法第12条) | <ul style="list-style-type: none"> ○地域における児童福祉の専門的相談窓口であり、児童の権利を保障することを主たる目的とする行政機関 ○児童虐待をはじめとする養護相談の増加に対応するため、平成17年度から市町村にも児童家庭相談窓口が設置され、児童相談所においては専門的な知識及び技術を必要とする事例への対応や市町村の後方支援を行うこととされている。 ○専門職員として児童福祉司、ケースワーカー、児童心理司、児童指導専門員、保健師、弁護士、医師等（会計年度任用職員を含む）を配置。 ○平成17年度から、女性相談員を配置し女性相談業務を実施（隠岐相談室、出雲・浜田・益田児童相談所） | 中央：松江市 （隠岐の島町） 出雲：出雲市 浜田：浜田市 益田：益田市 （ ）は分室 ※所管区域： P7 図2参照 |
| 食肉衛生検査所 | <ul style="list-style-type: none"> ○昭和56年にと畜検査体制を強化するために病理、細菌、理化学検査室を整備して設置した検査機関 ○と畜場において、食用の目的でと殺された獣畜等について、と畜場法に基づく厳正な検査を実施するとともに、腸管出血性大腸菌など食中毒菌による食肉の汚染防止や食肉中の抗生物質の残留防止など安全な食肉の供給に努めている。 ○と畜場におけるHACCPによる衛生管理について外部検証機関として査察を実施、場内食品営業許可施設に対しては食品衛生法に基づく監視・指導を実施し、食肉の衛生確保に努めている。 ○平成29年4月1日からと畜場に搬入された24ヶ月齢以上の神経症状等を呈する牛を対象にBSEスクリーニング検査を実施するとともに特定部位（頭部（舌、頬肉を除く。）、せき髄及び回腸遠位部）の適正処理について指導している。 | 大田市 |

【公の施設】

| 機 関 名 | 概 要 | 所 在 |
|--|---|---|
| 総合福祉センター (東部・西部) | <ul style="list-style-type: none"> ○[視聴覚障害者情報センター] 視覚障がい者への情報提供や点字図書館の点字図書や録音図書等の貸出、聴覚障がい者への字幕(手話)入りのビデオカセットや情報機器の貸出、視聴覚障がいの相談業務を行う機関として東部、西部に設置(視覚障がいは西部のみ)。島根県社会福祉事業団へ運営委託 ○[福祉人材センター] 社会福祉事業に従事する又は従事しようとする者に、就業の援助、研修の企画と実施、福祉に関する啓発広報を行う機関として東部にセンター、西部に分室を設置。島根県社会福祉協議会へ運営委託 ○[母子・父子福祉センター] 母子家庭等からの各種相談に応じ、生活指導及び生業の指導を行うとともに、その福祉のための便宜を総合的に供与することを目的として東部に設置。一般財団法人島根県母子寡婦福祉連合会へ運営委託 ○指定管理者へ施設の管理を委託 | 東部：松江市 (いきいきプラザ島根内) 西部：浜田市 (いづみーる内) ※詳細： P8 別表参照 |
| 島根あさひ社会復帰促進センター診療所 | <ul style="list-style-type: none"> ○平成 20 年 10 月に開設された「島根あさひ社会復帰促進センター(犯罪傾向の進んでいない男子受刑者 2,000 人を収容する刑務所)」内に設置されている受刑者向けの診療所 ○県が国から診療所の管理運営を受託 | 浜田市 |
| 松江高等看護学院 <業務委託> | <ul style="list-style-type: none"> ○准看護師が看護師を目指すための養成所(2年課程)。修業年限3年の定時制 ○一般社団法人松江市医師会へ管理運営業務を委託 | 松江市 |
| 石見高等看護学院 <業務委託> | <ul style="list-style-type: none"> ○高校卒業者等が看護師を目指すための養成所(3年課程)。修業年限3年の全日制 ○公益社団法人益田市医師会へ管理運営業務を委託 | 益田市 |
| わかたけ学園 〔児童自立支援施設〕 (児童福祉法第44条) | <ul style="list-style-type: none"> ○不良行為を行うおそれのある児童や生活指導を要する児童を入所させて、必要な指導を行い、その自立を支援する施設 ○平成2年度から施設内に小・中学校分校を併置して学校教育を実施 | 松江市 |
| 女性相談センター (売春防止法第34条) | <ul style="list-style-type: none"> ○日常生活上の様々な悩みを抱える女性やDV被害者等からの相談に応じ、情報提供、助言指導、一時保護、自立支援等の業務を行う機関 ○「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づく、「配偶者暴力相談支援センター」としての機能も有する。 ○性暴力被害者支援センター「たんぽぽ」として、性暴力被害に特化した相談専用電話を設置し、医療、心理、法律相談等の総合的な支援を行う。 | 松江市、 (大田市) ()は分室 |
| 心と体の相談センター (身体障害者福祉法第11条) (知的障害者福祉法第12条) (精神保健福祉法※1第6条) (障害者総合支援法※2第78条) | <ul style="list-style-type: none"> ○18歳以上の身体障がい者・知的障がい者を対象とし、専門的立場からの相談、判定、指導のほか市町村の依頼による医学的、心理学的、職能的判定を行う。 ○保健所等関係機関への技術的援助・協力を行うほか、精神障がい者に関する相談のうち、複雑または困難なものを対象とした業務を行う。 ○専門職として、医師、心理判定員、職能判定員、ケースワーカー等を配置 | 松江市 |

※1 精神保健福祉法：精神保健及び精神障害者福祉に関する法律

※2 障害者総合支援法：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

図1 保健所の所管区域

令和5(2023)年4月1日現在

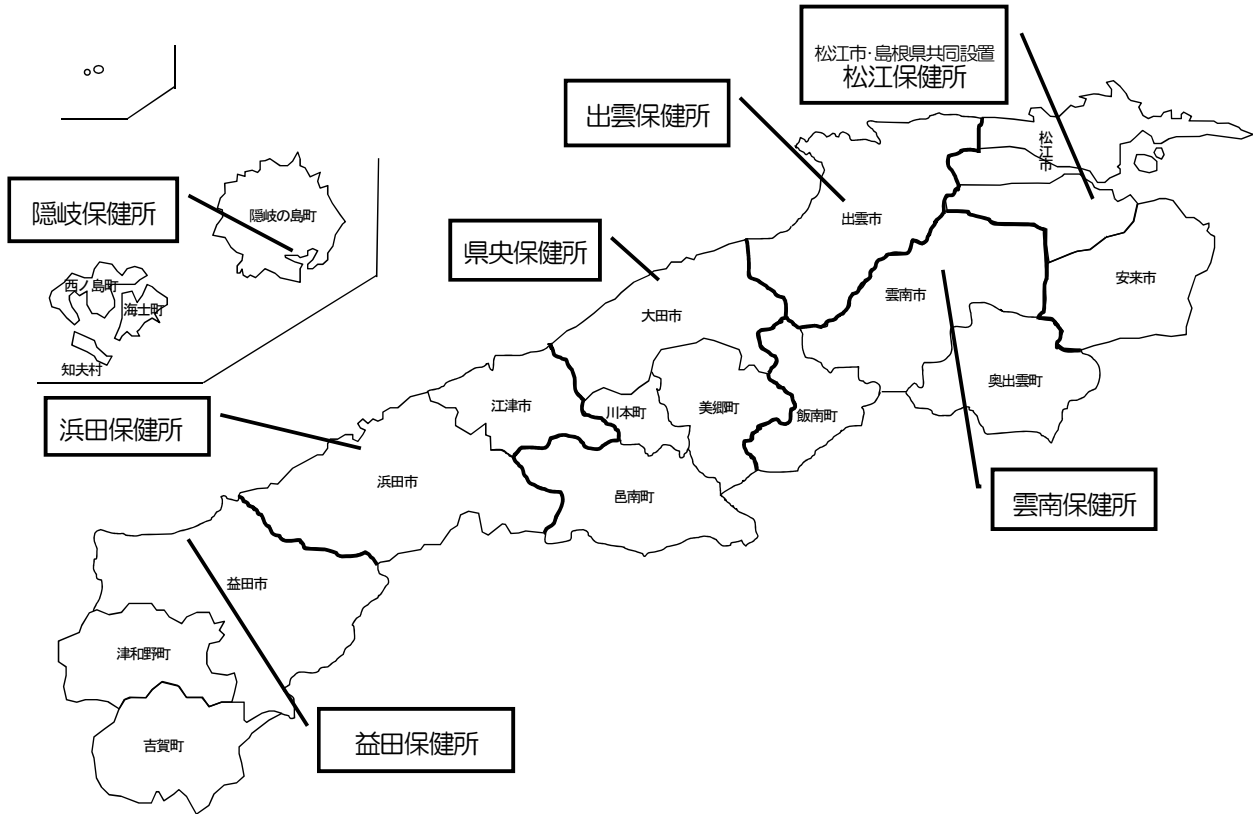
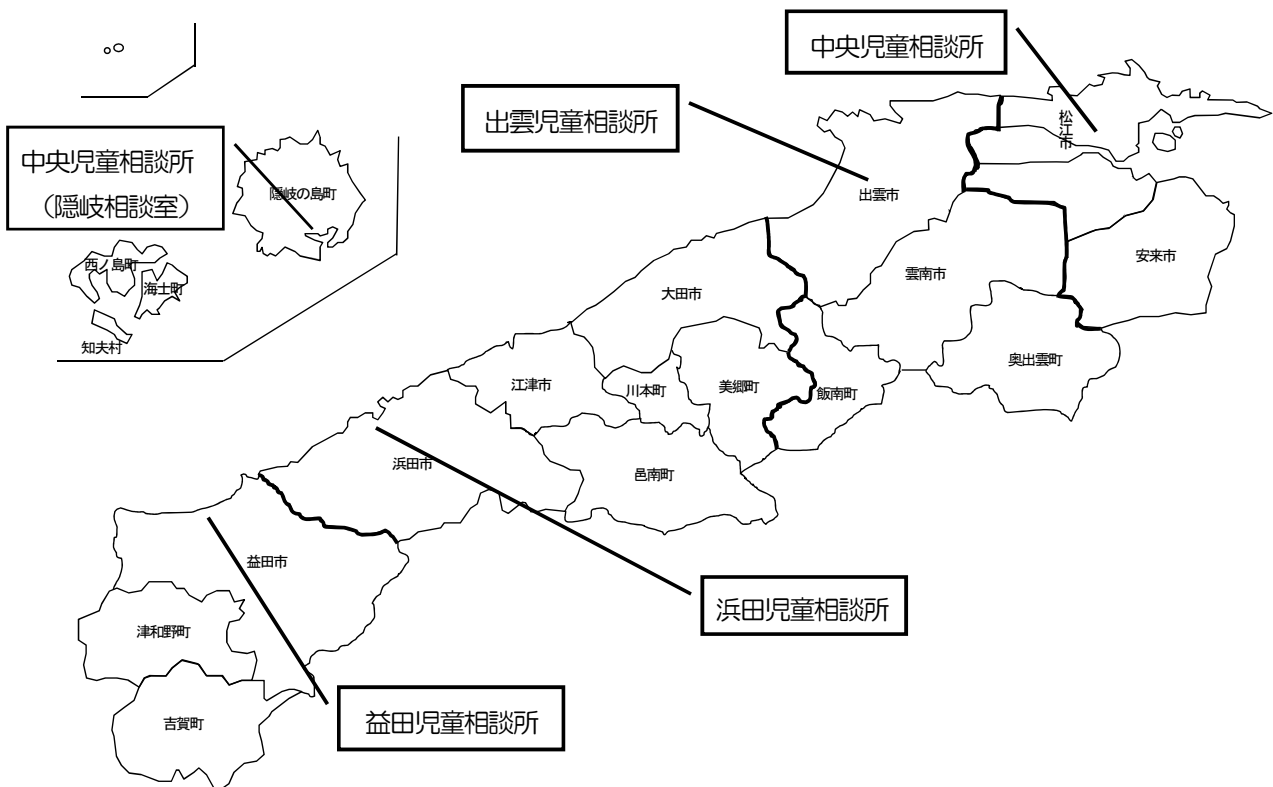


図2 児童相談所の所管区域

令和5(2023)年4月1日現在



〔別 表〕

いきいきプラザ島根といわみーる

| | いきいきプラザ島根 | いわみーる |
|------|---|--|
| オープン | 平成7(1995)年7月 | 平成12(2000)年4月 |
| 所在地 | 松江市東津田町1741番地3 | 浜田市野原町1826番地1 |
| 面積 | 敷地面積：12,387 m ² 延床面積：10,971 m ² | 敷地面積：12,375 m ² 延床面積：6,776 m ² |
| 建物構造 | 本館：RC5F 実習棟：RCIF 温室：S1F | 本館：RC4F 実習棟：SIF 温室：S1F |
| 入居施設 | 県立東部総合福祉センター | 県立西部総合福祉センター |
| | 聴覚障害者情報センター 福祉人材センター 母子・父子福祉センター 貸出施設（研修室、体育室等） | 西部視聴覚障害者情報センター 福祉人材センター石見分室 貸出施設（研修室、体育室等） |
| | 県立心と体の相談センター | 県立西部社会教育研修センター |
| | その他の主な施設 | その他の施設 |
| | 松江市・島根県共同設置松江保健所 松江市（保健衛生課） シマネスクくにびき学園東部校 社会福祉法人いのちの電話 社会福祉法人島根県社会福祉協議会 社会福祉法人島根県社会福祉事業団 社会福祉法人島根県共同募金会 特定非営利活動法人島根県障がい者 就労事業振興センター東部事務所 一般財団法人島根県母子寡婦福祉連合会 公益財団法人島根県消防協会 一般社団法人島根県被害者サポートセンター しまね東部若者サポートステーション | シマネスクくにびき学園西部校 社会福祉法人いのちの電話 社会福祉法人島根県社会福祉協議会 石見支所 浜田公証役場 特定非営利活動法人島根県障がい者 就労事業振興センター西部事務所 一般社団法人しまね縁結びサポートセンター しまね西部若者サポートステーション |

Ⅱ．健康福祉部の予算の概要

1. 島根創生計画（2020-2024年度）

（1）島根が目指す将来像

オール島根で島根創生を進めるうえでの理想を共有するため、概ね10年後の島根の目指す将来像を次のように描きます。

人口減少に打ち勝ち、笑顔で暮らせる島根

若者が増え、次代を担う子どもたちが増えることで活気にあふれ、
県民一人ひとりが愛着と誇りを持って幸せに暮らし続けられる島根

人口減少に打ち勝ち

当面の間、人口減少は続くものの、産業の活性化により所得が向上し、魅力的な仕事が増えることで、島根に残る若者、戻る若者、移ってくる若者が増える。

また、働きやすく子育てしやすい環境により、若者たちが結婚しよう、子どもを育てようという希望を持ちやすくなり、またその希望をかなえることができる。

そうして、若者と子どもが増えることで、人口減少に歯止めがかかり、まちには活気があふれている。

笑顔で暮らせる島根

中山間地域・離島においても必要な産業や生活機能が維持されており、都市部とも補完し合いながら、誰もが住み慣れた場所で住み続けることができる。

また、医療や教育などのサービス、道路や交通手段などの社会インフラが確保されており、子どもから高齢者まで、安心して暮らせる環境がある。

そうして、誰もが自分らしい人生を送ることができ、島根に生まれてよかった、島根に住んでよかった、と思いながら、笑顔で暮らしている。

（2）計画の構成



(3) 計画の体系

| 将来像 | 柱 | 基本目標 | 政策 | 施策 | |
|---------------------|-----------------------------|----------------------|---|---|---|
| 人口減少に打ち勝ち、笑顔で暮らせる島根 | 第1編 人口減少に打ち勝ち ための総合戦略 | I 活力ある産業をつくる | 1 魅力ある農林水産業づくり | (1) 農業の振興 (2) 林業の振興 (3) 水産業の振興 | |
| | | | 2 力強い地域産業づくり | (1) ものづくり・IT産業の振興 (2) 観光の振興 (3) 地域資源を活かした産業の振興 (4) 成長を支える経営基盤づくり (5) 産業の高度化の推進 | |
| | | | 3 人材の確保・育成 | (1) 多様な就業の支援 (2) 働きやすい職場づくりと人材育成 | |
| | | II 結婚・出産・子育ての希望をかなえる | 1 結婚・出産・子育てへの支援 | (1) 結婚への支援 (2) 妊娠・出産・子育てへの支援 | |
| | | III 地域を守り、のびす | 1 中山間地域・離島の暮らしの確保 | (1) 小さな拠点づくり (2) 持続可能な農山漁村の確立 | |
| | | | 2 地域の強みを活かした圏域の発展 | (1) 牽引力のある都市部の発展 (2) 世界に誇る地域資源の活用 | |
| | | | 3 地域の経済的自立の促進 | (1) 稼げるまちづくり (2) 地域内経済の好循環の創出 | |
| | | | 4 地域振興を支えるインフラの整備 | (1) 高速道路等の整備促進 (2) 空港・港湾の機能拡充と利用促進 (3) 産業インフラの整備促進 | |
| | | IV 島根を創る人をふやす | 1 島根を愛する人づくり | (1) 学校と地域の協働による人づくり (2) 地域で活躍する人づくり (3) 地域を担う人づくり | |
| | | | 2 新しい人の流れづくり | (1) しまねの「暮らし」や「魅力」の情報発信 (2) 若者の県内就職の促進 (3) Uターン・Iターンの促進 (4) 関係人口の拡大 | |
| | 3 女性活躍の推進 | | (1) あらゆる分野での活躍推進 (2) 安心して家庭や仕事に取り組むことができる環境づくり | | |
| | 第2編 生活を支えるサービスの充実 | V 健やかな暮らしを支える | 1 保健・医療・介護の充実 | (1) 健康づくりの推進 (2) 医療の確保 (3) 介護の充実 | |
| | | | 2 地域共生社会の実現 | (1) 地域福祉の推進 (2) 高齢者の活躍推進 (3) 障がい者の自立支援 (4) 子育て福祉の充実 (5) 生活援護の確保 | |
| | | VI 心豊かな社会をつくる | 1 教育の充実 | (1) 発達の段階に応じた教育の振興 (2) 学びに向かう力と人間性を高める教育の推進 (3) 学びを支える教育環境の整備 (4) 青少年の健全な育成の推進 (5) 高等教育の推進 (6) 社会教育の推進 | |
| | | | 2 スポーツ・文化芸術の振興 | (1) スポーツの振興 (2) 文化芸術の振興 | |
| | | | 3 人権の尊重と相互理解の促進 | (1) 人権施策の推進 (2) 男女共同参画の推進 (3) 国際交流と多文化共生の推進 | |
| | | | 4 自然、文化・歴史の保全と活用 | (1) 豊かな自然環境の保全と活用 (2) 文化財の保存・継承と活用 | |
| | | 第3編 安全安心な県土づくり | VII 暮らしの基盤を支える | 1 生活基盤の確保 | (1) 道路網の整備と維持管理 (2) 地域生活交通の確保 (3) 上下水道の整備 (4) 情報インフラの整備・活用 (5) 竹島の領土権確立 |
| | | | | 2 生活環境の保全 | (1) 快適な居住環境づくり (2) 環境の保全と活用 |
| | VIII 安全安心な暮らしを守る | | 1 防災対策の推進 | (1) 災害に強い県土づくり (2) 危機管理体制の充実・強化 (3) 防災・減災対策の推進 (4) 原子力安全・防災対策の充実・強化 | |
| | | | 2 安全な日常生活の確保 | (1) 食の安全・生活衛生の確保 (2) 安全で安心な消費生活の確保 (3) 交通安全対策の推進 (4) 治安対策の推進 | |

【基本目標】

基本目標Ⅰ 活力ある産業をつくる

基本目標Ⅱ 結婚・出産・子育ての希望をかなえる

政策Ⅱ－１ 結婚・出産・子育てへの支援

| 施策・事務事業名 | 担当課 | 主要事業 掲載頁 |
|-------------------------|------------|-------------|
| 施策Ⅱ－１－（１）結婚への支援 | | |
| 結婚支援事業 | 子ども・子育て支援課 | 32 |
| 施策Ⅱ－１－（２）妊娠・出産・子育てへの支援 | | |
| 妊娠・出産・子育てへの支援 | 健康推進課 | 22 |
| 子どもと家庭の相談事業 | 青少年家庭課 | 29 |
| 出雲児童相談所移転・新築事業 | 青少年家庭課 | 29 |
| 社会的養育の推進 | 青少年家庭課 | 29 |
| 結婚・妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援事業 | 子ども・子育て支援課 | 32 |
| 小規模民間保育所運営対策事業 | 子ども・子育て支援課 | 33 |
| 保育所等運営支援事業 | 子ども・子育て支援課 | 33 |
| 保育士の確保・定着支援事業 | 子ども・子育て支援課 | 33 |
| 放課後児童クラブ支援事業 | 子ども・子育て支援課 | 34 |
| 幼児教育総合推進事業 | 子ども・子育て支援課 | 35 |
| 在宅心身障がい児援護事業 | 障がい福祉課 | 36 |
| 発達障がい者支援体制整備事業 | 障がい福祉課 | 37 |
| 子どもの心の診療ネットワーク事業 | 障がい福祉課 | 37 |

基本目標Ⅲ 地域を守り、のびす

基本目標Ⅳ 島根を創る人をふやす

政策Ⅳ－３ 女性活躍の推進

| 施策・事務事業名 | 担当課 | 主要事業 掲載頁 |
|------------------------------------|------------|-------------|
| 施策Ⅳ－３－（２）安心して家庭や仕事に取り組むことができる環境づくり | | |
| 地域の子育て支援事業 | 子ども・子育て支援課 | 33 |

基本目標Ⅴ 健やかな暮らしを支える

政策Ⅴ－１ 保健・医療・介護の充実

| 施策・事務事業名 | 担当課 | 主要事業 掲載頁 |
|--------------------------|--------|-------------|
| 施策Ⅴ－１－（１）健康づくりの推進 | | |
| 健康寿命の延伸 | 健康推進課 | 23 |
| 各種医療費助成制度 | 健康推進課 | 24 |
| 感染症予防対策推進事業 | 感染症対策室 | 41 |
| 結核対策推進事業 | 感染症対策室 | 42 |
| 施策Ⅴ－１－（２）医療の確保 | | |
| 地域医療を支える医師確保養成対策事業 | 医療政策課 | 18 |
| 看護職員等確保対策事業 | 医療政策課 | 19 |
| 地域医療提供体制構築事業 | 医療政策課 | 20 |
| 在宅医療の推進事業 | 医療政策課 | 20 |
| 医療介護連携ITシステム構築支援事業 | 医療政策課 | 20 |
| ドクターヘリ運航事業 | 医療政策課 | 20 |
| へき地等の医療機関を支援する事業 | 医療政策課 | 21 |
| 国民健康保険・後期高齢者医療支援事業等 | 健康推進課 | 24 |
| がん対策の推進 | 健康推進課 | 25 |
| 国民健康保険財政運営事業 | 健康推進課 | 25 |
| 薬剤師確保対策事業 | 薬事衛生課 | 39 |
| 施策Ⅴ－１－（３）介護の充実 | | |
| 地域包括ケア推進事業 | 高齢者福祉課 | 26 |
| 高齢者介護予防推進事業 | 高齢者福祉課 | 26 |
| 認知症施策推進事業 | 高齢者福祉課 | 26 |
| 介護給付費等負担金 | 高齢者福祉課 | 26 |
| 介護施設等整備推進事業 | 高齢者福祉課 | 27 |
| 介護人材確保対策事業 | 高齢者福祉課 | 27 |
| 保険者機能強化推進事業 | 高齢者福祉課 | 27 |

政策Ⅴ－２ 地域共生社会の実現

| 施策・事務事業名 | 担当課 | 主要事業 掲載頁 |
|---------------------------|--------|-------------|
| 施策Ⅴ－２－（１）地域福祉の推進 | | |
| 民生委員活動推進事業 | 地域福祉課 | 16 |
| 地域福祉セーフティネット推進事業 | 地域福祉課 | 17 |
| 施策Ⅴ－２－（２）高齢者の活躍推進 | | |
| 元気高齢者対策（新たな共助の仕組みづくり） | 高齢者福祉課 | 28 |
| 施策Ⅴ－２－（３）障がい者の自立支援 | | |
| 障がいを理由とする差別解消推進事業 | 障がい福祉課 | 36 |
| 障がい者就労支援事業 | 障がい福祉課 | 36 |
| 障がい者施設等整備事業 | 障がい福祉課 | 37 |
| 施策Ⅴ－２－（４）子育て福祉の充実 | | |
| 子どもと家庭の相談事業 | 青少年家庭課 | 29 |
| 出雲児童相談所移転・新築事業 | 青少年家庭課 | 29 |
| 社会的養育の推進 | 青少年家庭課 | 29 |
| ひとり親家庭自立支援事業 | 青少年家庭課 | 30 |
| 施策Ⅴ－２－（５）生活援護の確保 | | |
| 生活困窮者支援・子どものセーフティネット推進費 | 地域福祉課 | 16 |
| 再犯防止等推進事業 | 地域福祉課 | 17 |
| 旧軍人及び未帰還者等援護事業 | 高齢者福祉課 | 28 |
| ひきこもり支援地域体制整備事業 | 高齢者福祉課 | 38 |

基本目標Ⅵ 心豊かな社会をつくる

政策Ⅵ－１ 教育の充実

| 施策・事務事業名 | 担当課 | 主要事業 掲載頁 |
|-----------------------|--------|-------------|
| 施策Ⅵ－１－（４）青少年の健全な育成の推進 | | |
| 困難を有する子ども・若者支援事業 | 青少年家庭課 | 30 |
| 子どもの居場所づくり事業 | 青少年家庭課 | 31 |

政策Ⅵ－３ 人権の尊重と相互理解の促進

| | | |
|--------------------|--------|----|
| 施策Ⅵ－３－（１）人権施策の推進 | | |
| ハンセン病療養所入所者等支援事業 | 健康推進課 | 24 |
| 施策Ⅵ－３－（２）男女共同参画の推進 | | |
| 女性保護事業 | 青少年家庭課 | 31 |

基本目標Ⅶ 暮らしの基盤を支える

基本目標Ⅷ 安全安心な暮らしを守る

政策Ⅷ－２ 安全な日常生活の確保

| 施策・事務事業名 | 担当課 | 主要事業 掲載頁 |
|-----------------------|--------|-------------|
| 施策Ⅷ－１－（２）危機管理体制の充実・強化 | | |
| 感染症の医療体制整備事業 | 感染症対策室 | 41 |
| 施策Ⅷ－２－（１）食の安全・生活衛生の確保 | | |
| 食品衛生対策推進事業 | 薬事衛生課 | 39 |
| 動物管理等対策事業 | 薬事衛生課 | 39 |

2. 令和5(2023)年度当初予算の概要

1. 一般会計

(1) 県全体の状況

(単位：千円、%)

| 区 分 | 令和5年度 当初予算額 | 令和4年度 当初予算額 | 増減額 | 増減率 |
|---------------|----------------|----------------|-----------|-----|
| 県 予 算 | 482,360,749 | 482,109,816 | 250,933 | 0.1 |
| う ち 健 康 福 祉 部 | 100,686,155 | 93,542,408 | 7,143,747 | 7.6 |

(2) 健康福祉部課別の状況

(単位：千円、%)

| 課 名 | 区 分 | 令和5年度 当初予算額 | 令和4年度 当初予算額 | 増減額 | 増減率 |
|------------------|------|----------------|----------------|-------------|--------|
| 健康福祉総務課 | 事業費 | 3,112,363 | 2,471,560 | 640,803 | 25.9 |
| | 一般財源 | 2,511,236 | 2,187,308 | 323,928 | 14.8 |
| 地域福祉課 | 事業費 | 1,132,907 | 1,103,707 | 29,200 | 2.6 |
| | 一般財源 | 929,868 | 930,681 | ▲ 813 | ▲ 0.1 |
| 医療政策課 | 事業費 | 11,097,088 | 11,178,224 | ▲ 81,136 | ▲ 0.7 |
| | 一般財源 | 7,224,271 | 7,402,451 | ▲ 178,180 | ▲ 2.4 |
| 健康推進課 | 事業費 | 21,155,136 | 20,901,295 | 253,841 | 1.2 |
| | 一般財源 | 19,513,591 | 19,386,879 | 126,712 | 0.7 |
| 高齢者福祉課 | 事業費 | 15,849,448 | 17,416,550 | ▲ 1,567,102 | ▲ 9.0 |
| | 一般財源 | 14,020,316 | 13,928,024 | 92,292 | 0.7 |
| 青少年家庭課 | 事業費 | 3,202,565 | 3,518,357 | ▲ 315,792 | ▲ 9.0 |
| | 一般財源 | 2,140,668 | 2,368,045 | ▲ 227,377 | ▲ 9.6 |
| 子ども・子育て 支 援 課 | 事業費 | 9,514,739 | 9,490,382 | 24,357 | 0.3 |
| | 一般財源 | 9,195,339 | 9,143,983 | 51,356 | 0.6 |
| 障 が い 福 祉 課 | 事業費 | 10,783,702 | 10,885,372 | ▲ 101,670 | ▲ 0.9 |
| | 一般財源 | 8,688,870 | 8,357,620 | 331,250 | 4.0 |
| 薬 事 衛 生 課 | 事業費 | 1,650,170 | 1,443,211 | 206,959 | 14.3 |
| | 一般財源 | 314,232 | 354,973 | ▲ 40,741 | ▲ 11.5 |
| 感 染 症 対 策 室 | 事業費 | 23,188,037 | 15,133,750 | 8,054,287 | 53.2 |
| | 一般財源 | 3,807,343 | 2,840,429 | 966,914 | 34.0 |
| 健康福祉部計 | 事業費 | 100,686,155 | 93,542,408 | 7,143,747 | 7.6 |
| | 一般財源 | 68,345,734 | 66,900,393 | 1,445,341 | 2.2 |

2. 特別会計

(単位：千円、%)

| 会 計 名 | 区 分 | 令和5年度 当初予算額 | 令和4年度 当初予算額 | 増減額 | 増減率 |
|------------------------------------|------|----------------|----------------|-------------|--------|
| 島根県立島根あさひ 社会復帰促進センター 診療所特別会計 | 事業費 | 321,156 | 310,481 | 10,675 | 3.4 |
| | 一般財源 | 0 | 0 | 0 | 0.0 |
| 島根県国民健康保険 特 別 会 計 | 事業費 | 61,648,099 | 63,173,067 | ▲ 1,524,968 | ▲ 2.4 |
| | 一般財源 | 0 | 0 | 0 | 0.0 |
| 島根県母子父子寡婦 福祉資金特別会計 | 事業費 | 334,643 | 378,211 | ▲ 43,568 | ▲ 11.5 |
| | 一般財源 | 0 | 0 | 0 | 0.0 |

3. 令和5(2023)年度 課別主要事業

| | |
|------------|-----|
| 地域福祉課 | 1 6 |
| 医療政策課 | 1 8 |
| 健康推進課 | 2 2 |
| 高齢者福祉課 | 2 6 |
| 青少年家庭課 | 2 9 |
| 子ども・子育て支援課 | 3 2 |
| 障がい福祉課 | 3 6 |
| 薬事衛生課 | 3 9 |
| 感染症対策室 | 4 1 |

注1 予算額は、R5(2023)年度当初予算

注2 予算額の中の()は、R4年度当初予算

主要事業の概要（地域福祉課関係）

1 生活困窮者支援・子どものセーフティネット推進費 11,231 千円(11,349 千円)

- ◆「生活困窮者自立支援法」に基づく相談支援事業の質の確保・向上、経済的生活困窮者の早期自立に向けた体制を整備
 - (1) 相談支援に従事する職員に対する研修の実施
- ◆貧困世帯等の子どもと保護者の孤立化を防ぐため、居場所づくりや学習支援等を実施
 - (1) SNS を活用し、支援制度の周知や相談支援へのつなぎを推進
 - (2) 子どもの居場所支援拠点を設置し、子ども食堂の開設・拡充に向けた支援の実施

2 民生委員活動推進事業 130,175 千円(131,867 千円)

- ◆民生委員・児童委員活動を支えレベルアップを図るため、活動費の支給や研修機会の提供、活動を周知
 - (1) 法定単位民生児童委員協議会活動費補助
 - 各民生委員・児童委員が連携を図りながら一体的な活動を行うための基盤である法定単位民生児童委員協議会へ活動費を補助
 - (2) 民生委員活動費
 - 民生委員・児童委員の活動費を支給
 - (3) 民生委員研修
 - 民生委員・児童委員の資質向上を図るため、民生委員・児童委員経験別研修を実施

3 地域福祉セーフティネット推進事業 12,739 千円(15,722 千円)

- ◆すべての県民が住み慣れた地域で生活できるよう、また身近な生活区域で必要な福祉サービスを受けられるように、またお互いの支え合いや見守りなどの支援により、安心して暮らしていける仕組みづくりを推進
 - (1) コミュニティソーシャルワーカーの研修
 - (2) 地域の福祉教育の推進
 - (3) ボランティアセンターの運営支援

4 再犯防止等推進事業

28,921 千円 (28,145 千円)

- ◆「再犯防止等の推進に関する法律」に基づき、地域における効果的な再犯防止対策を推進することにより、県民が安全・安心に暮らすことのできる社会を実現
 - (1) 更生支援コーディネーターの養成・派遣
 - (2) 再犯防止推進計画の進捗管理
- ◆被疑者・被告人や矯正施設入所者のうち、高齢又は障がいを抱え、釈放後又は退所後も親族等の引受先がない者に対し、保護観察所等関係機関と連携を図りながら、速やかに適切な福祉サービスを受けられるよう支援
 - (1) 島根県地域生活定着支援センターの設置

5 新型コロナウイルス感染症対策

42,412 千円 (3,400 千円)

- ◆県民生活の支援
 - (1) 介護・障がい福祉等サービス継続支援事業（社会福祉施設等応援職員派遣事業）
新型コロナウイルス感染症の発生に伴う小学校等の臨時休業等により、社会福祉施設等で職員が不足した際に、他施設等から派遣される応援職員の旅費等を補助
 - (2) 新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金
新型コロナウイルス感染症の影響により生活に困窮される方々を対象とする生活や住まい等に関する支援について、市町村の取り組みを支援
 - 新 (3) 生活困窮者への支援体制強化に向けた支援策
各市町村に設置されている自立相談支援機関を対象に、OJT によるスキルアップ等の支援を実施
 - (4) 保護施設等の事業継続支援等事業
保護施設等における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、衛生用品の購入等に必要な費用を補助

主要事業の概要（医療政策課関係）

※《 》は医療介護総合確保基金計画事業で内数

1 地域医療を支える医師確保養成対策事業

1,179,579 千円 (1,135,742 千円)
《内 600,160 千円》 (《内 554,076 千円》)

◆依然続く医師不足の状況を踏まえ、即戦力となる医師の確保や、総合診療医をはじめとする地域医療を担う医師の養成対策を実施。

(1) 現役の医師を『呼ぶ』対策 283,120 千円
《内 2,250 千円》

- ① 県外医師等の招へい
- ② 地域勤務のための医師の研修
- ③ 病院総合医の確保

(2) 地域医療を担う医師を『育てる』対策 673,360 千円
《内 473,371 千円》

- ① 自治医科大学運営費負担
- ② 医学生向け奨学金貸与
 - ・ 島根大学
 - 地域枠（推せん） 10名（R05 新規貸与枠）
 - 緊急医師確保対策枠（推せん） 9名（ 〃 ）
 - 県内定着枠（一般選抜） 3名（ 〃 ）
 - ・ 鳥取大学 島根県枠 5名（ 〃 ）
 - ・ 全国大学枠 5名（ 〃 ）
- ③ 産婦人科等研修医向け研修資金の貸与 4名（R05 新規貸与枠）
- ④ 島根大学医学部等における医師の養成を支援
 - ・ 島根大学医学部に寄附講座を設置
 - ・ 鳥取大学医学部の研修・教育環境整備の支援
- ⑤ 一般社団法人しまね地域医療支援センターの運営
- ⑥ 病院総合医養成のための研修の充実

(3) 地域勤務医師を『助ける』対策 223,099 千円
《内 124,539 千円》

- ① 県立病院からの代診医派遣
- ② 勤務環境改善等の財政支援
- ③ 周産期医療体制確保のための医師の処遇改善（分娩業務手当等の助成）
- ④ 医師確保計画を推進するための取組を支援

2 看護職員等確保対策事業

690,500 千円 (666,032 千円)
《内 289,013 千円》 (《内 275,922 千円》)

◆必要な医療提供体制を確保するため、看護職員の確保対策を実施。また、各種研修事業の充実により、看護職員の資質向上を図る。

- (1) 県内進学促進 411,292 千円
《内 96,576 千円》
- ① 県立高等看護学院（松江・石見）において看護師を養成
 - ② 民間看護師等養成所の支援
 - ・看護師養成所 3 施設、准看護師養成所 2 施設の運営費支援
 - ・県西部の看護師養成所を支援
- (2) 県内就業促進 49,994 千円
《内 7,956 千円》
- ① 県外の看護学生の U I ターン者を対象に奨学金を貸与
（島根「ふるさと」看護奨学金 U I ターン枠）（R05 貸与枠 30 名）
 - ② 過疎地域・離島の病院等に就職する看護学生を対象に奨学金を貸与
（島根「ふるさと」看護奨学金 過疎・離島枠）（R05 貸与枠 30 名）
- (3) 離職防止・再就業促進 64,514 千円
《内 51,259 千円》
- ① 県ナースセンターを指定して無料職業紹介等を実施
 - ② 新人看護職員の合同卒後研修、教育担当者研修を実施
 - ③ 民間病院の院内保育所運営費に対する支援
- (4) 資質向上 70,086 千円
《内 44,608 千円》
- ① 管理者研修、リーダー研修等の実施
 - ② 中堅看護職員の研修受講経費を支援
 - ③ 医療施設間での助産師の出向・受入を支援
 - ④ 医師等の判断を待たずに一定の診療の補助ができる看護師の研修機関を設置
 - ⑤ 感染管理認定看護師教育課程運営委託
 - 新⑥ 「訪問看護支援センター（仮称）」を設置し、訪問看護師の確保・育成等を総合的に実施
- (5) 助産師確保 6,000 千円
- ① 助産師として県内に就職する看護学生を対象に奨学金を貸与
（島根「ふるさと」看護奨学金 助産師枠）（R05 貸与枠 10 名）
- (6) 勤務医の働き方改革 88,614 千円
《内 88,614 千円》
- ① 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備を支援

3 地域医療提供体制構築事業

1,231,047 千円 (891,524 千円)
《内 454,458 千円》 (《内 311,661 千円》)

◆医療提供体制の維持・強化のために必要な施設・設備の整備を支援するとともに、地域包括ケア病床への転換など、各医療圏域で合意が得られた医療機関間の機能分担・連携に対する支援等を行う。

- (1) 医療機能の確保・充実のための施設設備整備の支援
- (2) 病床機能転換等に伴う施設設備整備、人材確保の支援
- (3) 医療機能の分化・連携を推進する取組への支援

4 在宅医療の推進事業

149,302 千円 (149,769 千円)
《内 149,302 千円》 (《内 149,769 千円》)

◆地域包括ケアシステム推進のため、訪問診療や訪問看護を行う医療機関への支援を行い、在宅医療の充実を図る。

- (1) 条件不利地域で在宅医療を行う医療機関や訪問看護ステーションの運営を支援
- (2) 訪問診療用機器整備の支援
- (3) 在宅医療に係る関係機関の連携を推進するための取組や研修への支援
- (4) 病床機能の転換や在宅医療を推進するため、病院・行政等との調整を行う人材を配置
- (5) しまね医療情報ネットワーク（まめネット）を活用した在宅医療の推進に資する情報連携のモデル的取組を支援

5 医療介護連携 IT システム構築支援事業

197,660 千円 (195,707 千円)
《内 167,539 千円》 (《内 164,539 千円》)

◆地域包括ケアシステム推進のため、県内の医療機関の役割分担と連携促進を図り、医療の質の向上と在宅医療を推進するための情報基盤整備を行う。

- (1) 医療情報ネットワーク（まめネット）基盤の整備・運営の支援、連携アプリケーション開発、医療機関向けの改修の支援

6 ドクターヘリ運航事業

439,970 千円 (398,882 千円)

◆救急医療の確保・充実を推進するため、ドクターヘリの運航により患者搬送体制の強化を図る。

- (1) 国庫補助事業による運航委託
- (2) 中国 5 県広域連携負担金

拡充

7 へき地等の医療機関を支援する事業

102,400 千円 (59,500 千円)

◆へき地医療の確保を図るため、へき地医療の重要な役割を担っている医療機関の運営に要する経費を支援する。

- (1) 特に医療サービスが不足している中山間地域（重点支援地区）において、地域医療拠点病院が新たに実施する無医地区等における巡回診療等の取組を支援
- (2) へき地診療所の追加認定を行い、診療所の運営に必要な経費を支援

主要事業の概要（健康推進課関係）

1 妊娠・出産・子育てへの支援

1,016,239 千円（796,240 千円）

◆子どもを産み育てたいと望む夫婦が安心して妊娠・出産・子育てができるようにするため、妊娠、周産期や小児・思春期を通じた親と子の心と身体の健康づくりを推進するとともに、市町村での切れ目ない相談・支援体制づくりを支援する。

(1) しまね産前・産後安心サポート事業

31,714 千円（31,652 千円）

- ・産前・産後の妊産婦への育児・家事支援を実施する市町村を支援
- ・産後の専門的ケアの充実に取り組む市町村を支援

(2) 母と子の健康支援事業

267,475 千円（8,700 千円）

- ・長期療養児等の健全育成及び自立促進を図るため、訪問等による相談支援事業を実施
- ・県内の母子保健従事者の資質向上のため検討会や研修会などを実施

新・低出生体重児の成長・発達に応じた独自の手帳作成及び情報提供の実施

新・市町村が実施する伴走型相談支援と経済的支援の一体的支援に対して交付金を交付

(3) お産あんしんネットワーク事業

95,076 千円（95,065 千円）

- ・妊娠から新生児期に対する高度専門的な医療を提供する周産期医療体制の整備

(4) 不妊治療支援事業

45,195 千円（95,217 千円）

①不妊に悩む夫婦等の不妊治療への参加を支援するため、治療費等に係る費用を助成

- ・令和4年度から公的医療保険の対象となった不妊治療について、保険適用とならない治療のうち先進医療として実施される治療に要する費用の一部を助成
- ・早期からの不妊治療を促進するために男性の不妊検査費用を助成
- ・不育症の検査に要する費用を助成
- ・がん治療等により妊孕性が損なわれる可能性のある患者に対し、妊孕性温存療法等に要する費用を助成

②妊娠・出産等相談事業を実施

- ・不妊や不育に悩む方、これから子どもを望む方への相談体制を強化

(5) 子ども医療費助成制度

- ・「しまね結婚・子育て市町村交付金」（子ども・子育て支援課）により、小学6年生までの子ども医療費を助成し、子育て世帯の経済的負担を軽減

(6) 乳幼児等医療費助成事業

576,779 千円（565,606 千円）

- ・小学校就学前の乳幼児等を対象に、自己負担を1割に軽減し、さらに負担上限額を超える額を助成（上限額：入院2,000円、外来1,000円、薬局無料）

2 健康寿命の延伸

54,404 千円 (51,558 千円)

(1) しまね健康寿命延伸プロジェクト事業 22,656 千円 (16,451 千円)

健康寿命のさらなる延伸を図るため、県民自らが健康づくりに取り組めるような環境整備を推進

① 健康寿命延伸プロジェクト推進事業

- ・健康寿命延伸プロジェクト推進本部会議において、部局横断的な取組を推進
- ・県民への継続した広報

② 健康寿命延伸強化事業

- ・公民館における地区活動の好事例の収集、交流会等を通じた普及啓発
- ・健康実態調査等の実施により、健康づくりの取組評価を行い、生活習慣病予防対策をさらに推進

③ 働き盛り世代の健康づくり強化事業

職域保健関係機関や健康づくり関連団体と連携した情報発信と健康づくりに取り組む機会の提供

④ 健康な食環境づくり事業

- ・県立大学、県栄養士会との連携による減塩等のレシピ開発と県内スーパーでの商品化
- ・スーパー、弁当業者等での認定制度の普及
- ・職能団体や地域の食育推進団体と連携した情報発信

(2) 健康長寿しまね推進事業 9,457 千円 (12,022 千円)

第二次健康長寿しまね推進計画に基づき、関係機関・団体、行政が一体となり、県民の健康づくりを推進

(3) 80歳20本の歯推進事業 5,691 千円 (6,972 千円)

第三次島根県歯と口腔の健康づくり計画により、関係機関と連携した歯科保健活動を推進

(4) 食育推進基盤整備事業 9,900 千円 (9,517 千円)

島根県食育推進計画第四次計画により、健全な食生活が実践できるよう推進

(5) 生活習慣病予防の推進 6,700 千円 (6,596 千円)

糖尿病や脳卒中など生活習慣病の予防や早期発見、重症化予防を推進

① 糖尿病対策連携推進事業

- ・地域特性に応じた糖尿病発症予防と重症化予防の啓発、体制整備、市町村支援

② 循環器病対策推進事業

- ・島根県循環器病対策推進計画に基づく施策の推進

③ 地域・職域連携健康づくり推進事業

- ・働き盛り世代からの生活習慣病予防を目指し、事業所の健康づくり・健康経営の取組を支援

④ たばこ対策推進事業

- ・島根県たばこ対策指針により「20歳未満の者の喫煙防止」「禁煙支援」等を推進

⑤ 受動喫煙防止対策事業

- ・改正健康増進法により、望まない受動喫煙をなくす取組を推進

3 各種医療費助成制度

1,486,525千円(1,497,078千円)

(1) 難病対策・小児慢性特定疾病対策事業

1,396,124千円(1,404,179千円)

難病患者及び小児慢性特定疾病患者に対して自己負担上限額を設けて医療費を助成

(2) 肝炎医療費助成事業

90,401千円(92,899千円)

B型・C型肝炎治療に係る医療費、肝がん及び重度肝硬変の入院又は肝がんの通院医療費(条件あり)について、自己負担上限額を設けて助成

4 国民健康保険・後期高齢者医療支援事業等

(1) 国民健康保険支援事業(一般会計) ※7と一部重複 5,481,371千円(5,596,461千円)

国民健康保険制度の安定運営のため、法に基づいた各種支援策を講じる。

① 保険基盤安定等負担金(事業主体:市町村)

- ・低所得者の保険料(税)の軽減相当額及び軽減世帯数に応じた平均保険料(税)額並びに未就学児に係る均等割保険料(税)の軽減相当額の一定割合を補填

② 国民健康保険特別会計繰出金

- ・法に基づく県負担分及び事業運営に要する費用

(2) 後期高齢者医療支援事業

12,196,093千円(11,995,552千円)

後期高齢者医療制度の安定運営のため、法に基づいた各種支援策を講じる。

① 医療給付費負担金(事業主体:後期高齢者医療広域連合)

- ・医療給付費の一定割合を負担

② 保険基盤安定負担金(事業主体:市町村)

- ・低所得者等の保険料の軽減相当額の一定割合を補填

5 ハンセン病療養所入所者等支援事業

1,791千円(1,791千円)

- ◆島根県藤楓協会と協力して、ハンセン病療養所入所者のふるさとでの交流を図るとともに、ハンセン病に関する正しい知識の普及啓発を行い、偏見・差別の解消を目指す。

6 がん対策の推進

73,359千円(71,730千円)

◆がん予防・がん検診の充実、がん医療の向上、がん患者・家族支援の3本柱で総合的かつ効果的ながん対策を推進する。

- (1) 科学的根拠に基づくがん検診受診の充実促進 2,200千円(5,546千円)
- ・市町村の対策型胃内視鏡検診導入に向けた読影体制構築を支援
 - ・医師や市町村担当者を対象としたがん検診従事者講習会を開催
- (2) がん医療水準の向上 38,100千円(37,100千円)
- ・がん診療連携拠点病院等への補助
 - ・がん情報提供促進病院へがん医療資質向上に係る研修会を委託
- (3) 緩和ケアの推進 3,245千円(1,245千円)
- ・圏域ごとの緩和ケアネットワーク活動を支援
 - 新・在宅緩和ケアの拠点となる薬局に対し、持続皮下注射機器の購入費を補助
- (4) がん患者家族への支援 9,772千円(10,169千円)
- ・がん診療連携拠点病院等の相談員研修の実施
 - ・がん患者の社会参加支援のため、ウィッグ等購入費を助成
 - 新・定期予防接種の再接種費用を助成する市町村に対し、費用の一部を補助
- (5) がん教育の推進 7,927千円(6,784千円)
- ・学校へ医師やがん経験者等の外部講師を派遣
 - ・健康経営に取り組む事業所を「しまね☆まめなカンパニー」として認定

7 特別会計 国民健康保険財政運営事業

61,648,099千円(63,173,067千円)

◆国民健康保険の財政運営の責任主体として、特別会計を設置したうえで国民健康保険財政を運営

8 新型コロナウイルス感染症対策

5,616千円(13,674千円)

◆医療提供体制の強化

(1) 妊産婦総合支援事業

新型コロナウイルス感染症の流行下において、強い不安を抱える妊産婦に寄り添った支援を行う。

主要事業の概要（高齢者福祉課関係）

《 》は医療介護総合確保基金計画事業の内数

1 地域包括ケア推進事業

8,200千円（8,200千円）

◆医療、介護、予防等のサービスを切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」の実現に向け、県内各圏域において、市町村の取組を支援する。

- (1) 保健所による市町村の取組支援
- (2) 県全体の体制整備（関係機関連絡会議、担当者会議、研修会等の開催）

2 高齢者介護予防推進事業

735,843千円（725,591千円）

◆市町村における介護予防事業の実施等の取組を支援するため、地域支援事業交付金を交付

- (1) 総合事業 : 県 12.5% 市町村 12.5% 国 25% 保険料 50%
- (2) その他の事業 : 県 19.25% 市町村 19.25% 国 38.5% 保険料 23%

3 認知症施策推進事業

71,204千円（70,972千円）
《内 30,833千円》《内 30,582千円》

◆認知症に関する正しい知識と理解に基づく支援につながるよう、総合的かつ継続的な支援体制を確立する。

- (1) 地域における認知症の方への支援体制の充実
 - ① 認知症疾患医療センター（基幹型、地域型、連携型）の運営
 - ② 早期診断・早期対応のための人材育成
 - ③ 認知症コールセンター、若年性認知症相談支援センターの設置・運営
- (2) 介護指導者及び介護従事者を対象とした認知症介護研修の実施

4 介護給付費等負担金

12,368,955千円（12,293,949千円）

◆介護（予防）給付費及び第1号保険料の軽減に係る県負担金

- (1) 介護保険法に基づく介護給付費及び介護予防給付費の県負担金 12,116,961千円
・負担割合：県 12.5% 市町村 12.5% 国 25% 保険料 50%
ただし、施設等に係る給付分については、県 17.5% 国 20%
- (2) 低所得者の第1号保険料の軽減強化に係る県負担金 251,994千円

5 介護施設等整備推進事業

715,888千円(1,055,474千円)
《内508,874千円》《内662,675千円》

◆第8期介護保険事業計画に基づき介護施設の整備及び開設準備を進める。

- (1) 介護施設等の整備に関する事業 508,874千円
《内508,874千円》
- ① 地域密着型サービス施設等の整備への助成
- ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 2施設
 - ・小規模多機能型居宅介護事業所 1施設
 - ・小規模介護医療院 1施設
 - ・特別養護老人ホーム(多床室)のプライバシー保護のための改修 80床
- ② 介護施設(広域型を含む)の開設準備経費等への支援
- ・開設等予定 小規模多機能型居宅介護事業所等 10箇所
- (2) 広域型特別養護老人ホーム等の整備への助成 42,164千円
- ・改築 1施設
- (3) 医療機関が医療療養病床を介護施設等へ転換するための整備への助成 47,100千円
- ・2病院 78床
- (4) 高齢者施設等の防災・減災対策への助成 117,750千円
- ① 水害対策事業(スロープ、エレベーター等の設置)への助成
- ② 非常用自家発電整備への助成

6 介護人材確保対策事業

342,107千円(1,968,274千円)
《内322,944千円》《内274,285千円》

◆介護の仕事のイメージアップ、多様な人材の確保、離職の防止を柱に取組を進める。

- (1) 介護や介護の仕事に関する普及啓発イベントを関係機関と共同で開催
- (2) 介護人材の確保、定着に取り組む市町村及び保険者の支援
- (3) 訪問看護ステーションが潜在看護師を雇用した場合の支援、病院から訪問看護ステーションへの出向研修支援
- 新** (4) 「訪問看護支援センター(仮称)」を設置し、訪問看護師の確保・育成等を総合的に実施
- (5) 在宅医療・介護連携を進めるための研修会や圏域ごとの検討会を実施
- 新** (6) 人材育成や就労環境の改善に取り組む事業所を公表する制度を導入
- 新** (7) 介護現場の周辺業務を担う介護助手の導入に向けた取組を支援
- (8) 労働環境改善のための介護ロボットやICT導入への支援
- (9) 介護施設等が行う外国人介護人材の受入環境の整備や留学生への奨学金貸与等の取組を支援

7 保険者機能強化推進事業

25,096千円(24,925千円)

◆高齢者の自立支援・重度化防止等に向けて、市町村がより効果的な取組を行えるよう、地域の現状分析や課題把握のための調査研究等を実施し、市町村の取組を支援する。

8 元気高齢者対策（新たな共助の仕組みづくり） 51,976 千円（51,471 千円）

◆元気な高齢者が地域の担い手となって、積極的に活動できる仕組みづくりを進める。

- (1) くにびき学園の運営や全国ねんりんピックへの選手派遣を支援 11,549 千円
- (2) 島根県老人クラブ連合会及び市町村老人クラブ連合会の活動を支援 40,427 千円

9 旧軍人及び未帰還者等援護事業 23,061 千円（24,211 千円）

◆旧軍人軍属、戦傷病者及び戦没者遺族等に対し恩給や各種給付金等の支給、療養給付等の援護を行う。また、中国残留邦人等帰国者の自立及び定着を支援する。

10 新型コロナウイルス感染症対策 318,557 千円（58,345 千円）

◆県民生活の支援

- (1) 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス継続支援事業

感染者が発生した介護サービス事業所等が、必要なサービスを継続して提供できるよう、介護サービス事業所等への職員派遣に係る経費や衛生用品等のかかり増し経費等を支援する。

- (2) 社会福祉施設等業務継続支援事業

社会福祉施設等において新型コロナウイルス感染症が発生した場合、陽性者が施設内において療養を継続して実施してもらえるよう必要な助言等の支援を発生施設に対して収束までの間継続して支援する。

主要事業の概要(青少年家庭課関係)

1 子どもと家庭の相談事業

48,521千円(34,954千円)

◆児童及び児童のいる家庭が身近なところで相談できる体制を整備

(1)児童相談所の体制整備

- ①児童相談所への弁護士、保健師等の配置
- ②弁護士、児童福祉司、児童心理司等の専門性強化のための研修の実施
- ③児童虐待防止対策強化のための広報啓発

(2)市町村相談体制強化のための研修

(3)子どもと家庭電話相談事業

(4)ヤングケアラー支援体制強化事業

新 (5)母子保健・児童福祉一体的相談体制整備事業

新

2 出雲児童相談所移転・新築事業

40,996千円(0千円)

◆児童の処遇環境の改善、施設の狭隘化の解消のため、施設の移転・新築を実施

(1)整備概要

- ①定員 15名(一時保護定員)
- ②候補地 出雲市斐川町内の公有地(元交通機動隊簸川訓練場跡地)
- ③整備内容 一時保護所：児童の居室の男女混合処遇解消及び個室化の推進、学習室等の整備
管理棟：相談室及び執務スペースの不足の解消
- ④全体事業費 約13.6億円
- ⑤事業期間 令和5～9年度

(2)整備スケジュール等

- 令和5～6年度 地質調査、基本設計、実施設計、工損事前調査
- 令和7～8年度 建設工事、移転
- 令和9年度 供用開始、工損事後調査

(3)令和5年度事業内容

地質調査、基本設計

3 社会的養育の推進

1,628,454千円(1,472,212千円)

◆家庭で生活することが困難な子どもを、里親や児童養護施設などで社会的に保護し、養育する

(1)施設入所児童支援事業

- ①児童養護施設、乳児院等への措置費
- ②児童養護施設等入所児童の自立支援、環境改善

新 ・県民の方からの寄附金を活用し、就職・進学する際の支度費を支給

- ③進学や就職を行う児童養護施設退所者等への貸付事業実施団体に補助
- (2)里親委託推進事業

- ①里親措置費
- ②里親の育成及び資質向上のための研修の実施
- ③新規里親開拓、委託促進、里親支援等を実施

- (3)児童養護施設等整備事業

- ①児童養護施設等の小規模化
令和5年度 小規模グループケアを実施するための内部改修及び改築整備 (2施設)
- ②児童養護施設等の修繕
令和5年度 経年劣化により張替えが必要な屋上防水シートの交換 (1施設)
- ③里親宅等の改修や備品購入等を支援

4 ひとり親家庭自立支援事業

20,164千円 (15,604千円)

◆ひとり親家庭等の自立を促進するため、子育て・生活への支援や、就業・経済的な支援などを実施

- (1)ひとり親家庭学習支援

- ①ひとり親家庭の子どもに対し、大学生等による学習支援事業を実施する市町村を支援
[助成率] 国 1/2、県 1/4、市町村 1/4

- (2)ひとり親家庭等自立支援事業

- ①ひとり親家庭等に対する各種相談、就業支援、日常生活支援を実施
- ②ひとり親家庭の親と子に対して、就職に有利となる資格取得のための講習会や併せて就労相談等を開催し、安定した就労に結び付くよう、きめ細やかな就労支援を実施
- ③「ひとり親家庭等自立支援計画」の見直しや施策検討の基礎資料とするため、5年に1度の実態調査を実施

- (3)ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業

- ①高等職業訓練促進給付金を活用して就職に有利な資格取得を目指すひとり親家庭の親への貸付事業を行う団体に補助
- ②生活の安定を目指すひとり親家庭の親への就業等を条件に返還を免除する住宅資金貸付事業を行う団体に補助

5 困難を有する子ども・若者支援事業

22,439千円 (25,533千円)

◆ひきこもりや不登校、発達障がいなど、社会生活を営む上で様々な困難を有する子どもや若者の自立につながる市町村の取組を支援

- (1)子ども若者自立支援総合推進事業

- ①就労体験を受け入れる事業所の開拓や関係機関との連携強化などの取組を行う市町村を支援
[助成率] 1/2
- ②圏域における支援拠点として、居場所の確保や社会・就労体験など社会とのつながりを回復させる取組を行う市町村を支援
[助成率] 1/2

(2)県地域協議会運営事業

①子ども・若者支援機関の相互理解と連携強化の促進

6 子どもの居場所づくり事業

26,887千円(31,324千円)

◆市町村が行う家庭や学校に居場所がない子どもの居場所の運営を支援

(1)子どもの居場所支援臨時特例事業(運営費)

家庭や学校に居場所がない学齢期以降の子どもに対して、子どもの居場所に関する総合的な支援を実施する市町村を支援 [助成率] 国 1/2、県 1/4、市町村 1/4

7 女性保護事業

91,259千円(87,679千円)

◆様々な問題を抱える女性への相談活動やDV(配偶者等からの暴力)被害者等を一時保護し、問題解決に向けて支援

(1)女性相談事業

①女性相談センター等に女性相談員等を配置し広く女性相談を実施

②県民への啓発活動や適切な相談実施のための研修会等を開催

新 ③「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」にかかる基本計画の策定

(2)性暴力被害者支援センター事業

①女性相談センターが中心となり、関係機関と連携して被害者を支援

②民間支援団体と連携し、夜間休日の支援体制を強化

(3)DV被害者等保護事業

①DV被害者等を一時保護所等において保護

②DV被害者の自立に向けた支援を実施

8 新型コロナウイルス感染症対策

35,249千円(33,284千円)

◆医療提供体制の強化

(1)入院患者家族等支援事業

新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者となった児童やDV被害者等への対応のため、臨時的な一時保護施設を確保

◆学校等における感染防止・学習環境の確保

(1)社会福祉施設等におけるコロナ対策支援事業

児童養護施設等における新型コロナウイルス感染症の対策に要する経費を支援

◆県民生活の支援

(1)女性のつながりサポート相談事業

新型コロナウイルス感染症の影響により、困難や不安を抱える女性に寄り添った支援を行うため、NPO等の民間団体の知見を活用したきめ細かい相談支援を実施

主要事業の概要（子ども・子育て支援課関係）

1 結婚支援事業

162,489千円（162,915千円）

◆縁結びボランティア「はぴこ」、しまねコンピューターマッチングシステム「しまコ」による結婚支援や市町村と連携した総合的な結婚支援を実施

（1）市町村の結婚支援の取組支援

結婚支援体制の充実、広域化に加え、しまね縁結びサポートセンター事業への登録、活用等に向けた取組を支援

[補助金総額] 25,500千円

[補助対象経費] 独身者の出会いの場の創出等に要する経費

[補助率（補助上限額）] 1/2（2,500千円）

※複数市町村が連携して開催する民間イベント補助は、補助率10/10（上限額200千円／市町村）

（2）しまね縁結びサポートセンター事業

県内2か所に設置した「しまね縁結びサポートセンター」で、独身者の縁結びをサポート

①縁結びボランティア「はぴこ」の活動支援

②「しまコ」の利用拡大に向け、登録料を女性は無料、男性は半額に期間限定で引き下げ

③リモート閲覧・お引合せなど利便性向上に向けた取組を実施

新（3）県が実施する結婚支援事業

市町村等の連携強化や事業の広域展開を実施

①しまね結婚支援施策推進会議の設置

②県、市町村及び企業等が行う結婚支援に係る連携を強化する「結婚支援コンシェルジュ事業」を実施

③県内広域イベントの開催

2 結婚・妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援事業

346,965千円（331,733千円）

うち補正 4,308千円

◆結婚・妊娠・出産・子育てに負担感や不安を抱えている多くの若い世代が、安心して結婚・妊娠・出産・子育てできるよう妊娠期から子育て期まで切れ目ない支援体制を構築

（1）しまね結婚・子育て市町村交付金事業

出生数を増やすために市町村が取り組む「結婚支援」「妊娠・出産支援」「子育て支援」「医療費助成」等の経費の一部を助成

（2）「島根みんな子育て応援賞」事業

子育て応援に尽力されたボランティア等に感謝の意を表すための顕彰を実施

（3）「こっころメッセージ」贈呈事業

子どもが誕生した家庭に祝意や敬意を表するため、お祝いメッセージと記念品を贈呈

（4）結婚・妊娠・出産への理解と関心を高めるための啓発

児童生徒等に対する助産師・専門講師による妊娠・出産やライフプランに関する講座を実施

3 小規模民間保育所運営対策事業

62,454千円(49,291千円)

- ◆中山間地域・離島の保育環境を維持するため、定員割れが生じている小規模な保育所（利用定員20人）の運営費を支援

4 保育所等運営支援事業

5,120,951千円(5,093,033千円)

- ◆待機児童を解消するとともに、多様な保育・教育を受けることができるよう「量の拡充」と「質の向上」に向け、保育所等へ運営費を給付

[負担割合] 国1/2、県1/4、市町村1/4

5 保育士の確保・定着支援事業

500,079千円(462,860千円)

うち補正164,142千円

- ◆保育環境の充実を図るため、保育士の確保・定着に向けた取組を推進

(1) 保育士の確保対策

①保育士等の採用が困難な保育所等を支援するため、人材派遣会社等と連携し、保育士等の人材確保を推進

②保育士養成施設の学生を対象として修学資金を貸付

③石見・隠岐地域等の出身学生が県内の保育士養成施設に進学する際の家賃等を貸付

新④中学生や高校生を対象に、主に動画を中心とした保育士の魅力発信を実施

(2) 保育士等の定着対策

保育所等の管理職等を対象とした、働き方改革に関するセミナーの実施

6 地域の子育て支援事業

536,558千円(548,416千円)

- ◆新子育て安心プラン推進のため、保育施設を利用する子どもの家庭だけでなく、在宅の子育て家庭を含む全ての家庭及び子どもを対象とした支援を実施

(1) 地域の子育て支援事業

一時預かり事業、延長保育事業等に要する経費の県負担分を市町村へ助成

[負担割合] 国1/3・県1/3・市町村1/3 他

(2) しまねすくすく子育て支援事業

交付金（メニュー方式）により、国庫補助の対象とならない小規模な保育や既存制度では対応できない子育て家庭のニーズに対する市町村の取組を支援

[負担割合] 県10/10

(3) 子育て支援員の研修

子育て支援員等を対象に必要な知識や技能の習得を目的とした研修を実施

◆子育てしやすい環境整備を推進するため、放課後児童クラブの待機児童解消や利用時間延長に向けた取組を支援

(1) 運営支援

放課後児童クラブの運営や環境整備、支援員等の処遇改善などに要する経費の県負担分を市町村へ交付

(2) 待機児童対策

①利用定員を増やす場合に必要の運営費や改修等の経費の一部を助成

※利用時間延長を実施する場合の改修費等の補助基準額を加算

②国の補助制度と協調し、市町村、社会福祉法人等が行う放課後児童クラブの施設整備費の一部を助成

③放課後児童クラブの整備を促進するため、国の令和4年度補正予算による支援の拡充を踏まえ、放課後児童クラブ整備に伴う市町村及び社会福祉法人等の負担を軽減

[負担割合]

・市町村による整備

国5/6・県1/8・市町村1/24

・社会福祉法人等による整備

国5/8・県13/48・市町村1/16・法人等1/24

※国の令和4年度補正予算分で採択された事業に限る

④保育所等による放課後児童預かりに必要な経費の一部を助成

[補助金総額] 24,777 千円

[補助基準額]

・保育所等の事業にあわせて行う小規模な小学生の預かり

ア. 運営費

基本額 1,742 千円

新加算額 開所 200日以上250日未満 275千円

開所 250日以上 550千円

※ 開所日数に応じて運営費を段階的に加算

イ. 開設準備経費

基本額 2,000千円(開設年度のみが対象)

新加算額 2,000千円(開設年度に加え、その前年度・翌年度も対象に追加)

[負担割合] 基本額 国1/3・県1/3・市町村1/3

加算額(ア. 運営費) 県1/2・市町村1/2

加算額(イ. 開設準備経費) 県1/3・市町村1/3・事業者1/3

⑤保育所整備に併せて、放課後児童クラブを一体的に整備する保育所に対して、施設整備費の一部を助成

(3) 利用時間延長対策

放課後児童クラブが閉所する時間を、平日19時以降、夏休み期間中等の長期休業中に開所する時間を7時30分以前とするために必要な人件費の一部を助成

(4) 放課後児童支援員等確保対策

①放課後児童支援員認定資格研修の拡充を継続

新②放課後児童クラブの従事2年未満の職員等を対象とした初任者研修を実施

③放課後児童クラブへの巡回支援や、児童クラブの充実に向けた施策の企画、調整等を行う
「放課後児童クラブスーパーバイザー」を配置

④人材派遣会社や市町村、大学、シルバー人材センター等と連携し、不足している放課後児童支援員等の確保対策を実施

8 幼児教育総合推進事業 ※教育委員会との共同事業 18,478 千円 (17,132 千円)

◆幼稚園教諭・保育士及び市町村担当者等の研修支援の充実やアドバイザー等による訪問指導により、全県的に幼児教育の質を向上

(1) 幼児教育担当指導主事及び幼児教育アドバイザーによる訪問指導の実施

(2) 県主催研修の実施や市町村が実施する研修の支援

9 新型コロナウイルス感染症対策 14,564 千円 (21,992 千円)

◆学校等における感染防止・学習環境の確保

(1) 保育所等職員のための相談体制支援事業

感染症対策に取り組む保育所等の職員の精神的負荷の軽減のため、臨床心理士等の派遣による訪問指導等を実施

(2) 社会福祉施設等におけるコロナ対策支援事業

保育施設、幼稚園等における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、各施設における衛生用品等の確保を支援

[対象施設] 認可外保育施設、幼稚園等、児童養護施設等

主要事業の概要（障がい福祉課関係）

1 障がいを理由とする差別解消推進事業

9,943 千円（12,205 千円）

◆障がいを理由とする差別の解消に向けた取組を推進する

- (1) 「あいサポート運動」による普及啓発
 - ・研修講師（メッセージャー）の養成研修の実施
 - ・企業等に対するあいサポート企業・団体の認定
 - ・ヘルプマークの普及啓発
- (2) 相談体制の整備
 - ・相談対応のための相談員配置
 - ・相談事案の共有を図るための島根県障がい者差別解消支援地域協議会の運営

2 障がい者就労支援事業

173,979 千円（177,259 千円）

◆障がい者の就労を通じた自立支援のため、支援拠点を中心に支援ネットワークを構築して就労移行の促進を図るとともに、就労継続支援事業所の工賃向上に向けた取組を支援する

- (1) 障がい者の就労・職場定着の支援
 - ・障害者就業・生活支援センターに、障がい者の生活支援を行う生活支援員と、雇用・実習の場の拡大を行う障がい者雇用促進支援員を配置
- (2) 企業等への就職に向けたステップアップの場として県庁内にワークセンターを設置
 - ・障がい者を5名、支援員を3名配置
- (3) 島根県障がい者就労事業振興センターの運営
 - ・商品の共同販売、人材育成、アドバイザー派遣等を実施
 - ・受注拡大のためのコーディネーターを配置
 - ・農業経営者と就労継続支援事業所のマッチングを支援
- (4) 事業所の工賃向上のために必要な設備整備費用を助成
- (5) 農業の施設外就労を推進するため、農作業を請け負う事業所を支援
 - ・農福連携地域コーディネーターを配置
 - ・農業専門家の派遣
 - ・新たに農作業を請け負う又は拡大する事業所に対し、就労環境づくりに必要な経費の助成や奨励金を支給

3 在宅心身障がい児援護事業

60,243 千円（78,141 千円）

◆重症心身障がい児（者）等の在宅生活を支援する

- (1) 巡回等療育支援事業
 - ・巡回又は送迎により、重症心身障がい児（者）へのサービスを提供する事業所へ経費を助成
- (2) サービス基盤整備事業

- ・重症心身障がい児（者）を受け入れるために、看護職員等を雇用する事業所へ経費を助成
- (3) 医療的ケア児支援体制整備事業
 - ・各種サービスや支援を調整するコーディネーターを養成
- (4) 医療的ケア児支援センター運営事業
 - ・広域的・専門的な相談支援を行う「医療的ケア児支援センター」を設置
- (5) その他
 - ・関係団体への活動支援、支援者研修会の開催

4 発達障がい者支援体制整備事業

90,749 千円 (91,016 千円)

◆発達障害者支援センターを中心として発達障がい者をライフステージに応じて支援する

- (1) 本人及び家族への支援
 - ・本人等への専門的な相談支援、ペアレントメンターの養成、成人期の自立や就労支援のための研修
- (2) 市町村を中心とした体制整備への支援
 - ・地域支援マネジャーによる専門的な指導・助言
- (3) 発達障がい初診前アセスメント強化事業
 - ・初診待機期間を短縮するため、心理職による事前問診・検査を実施
- (4) 人材育成及び県民への普及啓発
 - ・保育士や事業所職員等の専門研修、啓発フォーラムの開催

5 子どもの心の診療ネットワーク事業

17,795 千円 (17,840 千円)

◆様々な子どもの心の問題や発達障がい等に対応するため、拠点病院・協力病院を中核とし、各圏域における関係機関の連携体制を構築する

- (1) 相談支援体制強化事業
 - ・拠点病院（県立こころの医療センター）に臨床心理士等3名を配置し、各圏域の相談体制を強化
- (2) 発達障がい等子どもの心の診療対応力向上事業
 - ・かかりつけ医等を対象にした研修会等の開催
 - ・協力病院（島根大学医学部）に心理職1名を配置し、診療充実に向けた事例検討や受診動向の分析を実施

6 障がい者施設等整備事業

218,470 千円 (222,405 千円)

◆障がい者の自立した生活のため、住まいの場としてのグループホーム整備や日中活動の場としての通所事業所等の整備を支援する

- (1) 施設等整備事業

[箇所数] 2か所

[負担割合] 国1/2、県1/4、事業者1/4

7 ひきこもり支援地域体制整備事業

23,870 千円 (5,870 千円)

◆身近な地域で相談支援を受けることができる体制づくりを進める

(1) ひきこもり支援センター地域拠点の運営

地域拠点において、相談窓口の開設、家族教室の開催及び市町村の支援（精神科医療機関との連携）を実施

新 (2) 市町村の立ち上げ支援事業

市町村による「ひきこもり地域支援センター」または「ひきこもり支援ステーション」の立ち上げを支援

[負担割合] 国1/2、県1/4、市町村1/4

8 新型コロナウイルス感染症対策

72,179 千円 (15,760 千円)

◆県民生活の支援

(1) 介護・障がい福祉等サービス継続支援事業

感染者が発生した障がい福祉サービス事業所等が、必要なサービスを継続して提供できるよう、障がい福祉サービス事業所等への職員派遣に係る経費や感染が発生した事業所におけるかかり増し経費等を支援

①障がい福祉サービス事業所等の継続したサービス提供を支援

②緊急時における事業者への応援体制の整備

主要事業の概要（薬事衛生課関係）

1 食品衛生対策推進事業

67,817 千円(64,464 千円)

◆食品衛生法に基づく、許可・監視・検査・指導、食品関係事業者の指導・育成、及び消費者に対する食品衛生知識の普及・啓発を実施

(1) 食品衛生に関する啓発・情報発信事業

①研修会や講習会の開催

②リスクコミュニケーション等を通じた県民への情報発信

(2) 食品衛生法等による許可・監視・検査・指導事務

①「島根県食品衛生監視指導計画」に基づく監視指導を実施

②県内で製造・流通・販売している食品等の食品添加物や残留農薬の検査を実施

(3) 食品衛生関係指導・育成事業

①食品関係営業施設への巡回指導を実施

②食品衛生責任者講習会等を実施

2 動物管理等対策事業

33,169 千円(33,346 千円)

◆動物愛護思想の普及啓発や保健所に収容された動物の譲渡等を実施

(1) 県民への動物愛護思想や適正飼育の普及啓発事業

(2) ボランティアと連携した収容された動物の譲渡事業

(3) 譲渡猫不妊去勢手術業務委託事業

保健所から譲渡される猫を対象に不妊去勢手術を助成

3 薬剤師確保対策事業

2,803 千円(2,763 千円)

◆薬剤師不足を解消するため、奨学金返還助成制度を実施

(1) 薬剤師奨学金返還助成事業

在学期間中に奨学金の貸与を受け、新たに県内の医療機関・薬局に就業する薬剤師（既卒の薬剤師を含む）に対し、奨学金の返還を雇用主と共同で助成

[助成上限額] 2万円／月

[助成期間] 最長12年

4 新型コロナウイルス感染症対策

38,500 千円(95,100 千円)

◆県民生活の支援

(1) 飲食店の感染防止対策強化事業

飲食店における感染防止対策を推進するため、認証を希望する飲食店を個別訪問し、基準を満たす飲食店を認証する第三者認証制度を実施

主要事業の概要（感染症対策室関係）

1 感染症の医療体制整備事業

276,072 千円(240,984 千円)

◆感染症の患者等の人権を尊重しつつ、良質かつ適切な医療の提供を確保するとともに、感染症に迅速かつ的確に対応するための施策を推進

(1) 新型インフルエンザ等対策費

- ① 新型インフルエンザ等発生時の初動対応や、受入医療機関を確保
- ② 発生に備え備蓄している抗インフルエンザウイルス薬等を更新

(2) 感染症指定医療機関運営費

- ① 感染症患者等への医療を担当する感染症指定医療機関の感染症病床運営費を補助
- ② 感染症病床及び結核病床を有する公的病院に対して、病床維持に係る経費を助成

2 感染症予防対策推進事業

60,647 千円(59,839 千円)

◆感染症の発生及びまん延を防止するため、感染症発生動向の把握や情報提供、並びに検査等を実施

(1) 感染症予防事業

感染症予防従事者への研修等の開催

(2) 感染症発生動向調査事業

各医療機関からの患者情報や病原体情報の収集・分析や、その情報提供を実施

(3) 予防接種事故対策費

予防接種に対する信頼性の確保や接種率の向上のため、予防接種による健康被害者救済に係る給付費を負担

(4) 感染に係る相談及び検査事務

肝炎の早期発見・早期治療推進のため、保健所及び委託医療機関においてC型・B型肝炎ウイルス検査を実施

(5) 肝がん等重症化予防事業

肝炎ウイルス陽性者を早期治療につなげ、肝がん等重症化を予防するため、フォローアップ（精密検査・定期検査費用助成）等を実施

(6) 風しん抗体検査緊急対策事業

先天性風しん症候群の予防を目的とし、妊娠を希望する女性等に無料抗体検査を実施

3 結核対策推進事業

22,706千円(23,208千円)

◆我が国の主要な感染症である結核について患者等の人権を尊重しつつ、良質かつ適切な医療の提供を確保するとともに、迅速かつ的確に対応するための施策を推進

- (1) 結核予防事業
定期健康診断の受診率向上や早期発見に向けた啓発活動を実施
- (2) 結核医療費公費負担事務
- (3) 結核に関する健康診断事業
- (4) 結核適正医療確保事業
 - ① 結核患者への適正な医療の提供を目的とした感染症診査協議会結核部会を開催
 - ② 医療従事者等を対象とした研修会等を開催

4 新型コロナウイルス感染症対策

22,402,349千円(14,433,678千円)

◆医療提供体制の強化

- (1) 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業 61,594千円
新型コロナウイルスワクチンの接種を着実に進めるため、相談体制を整備
- (2) 新型コロナウイルスワクチン接種支援事業 295,104千円
市町村の新型コロナウイルスワクチン接種を支援するため、一定規模以上の接種等を行う診療所及び病院に対し、接種費用に上乗せして助成
- (3) 新型コロナウイルス感染症の相談体制強化事業 259,916千円
新型コロナウイルス感染症の健康相談に関するコールセンターの運営など、保健所の相談体制を確保
- (4) 地域外来・検査センター運営事業 151,212千円
発熱患者の増加など、地域において外来診療や検査件数の増大に対応するため、地域外来・検査センターを運営
- (5) 感染症検査体制整備事業 2,317,353千円
新型コロナウイルス感染症が疑われる患者に対して行う、感染症法に基づく行政検査（PCR検査等）の実施体制を確保
- (6) PCR等検査無料化事業 1,615,000千円
新型コロナウイルス感染症の感染拡大傾向時に、感染に不安を感じる無症状者に対し、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき県が検査を受けるよう要請した場合の検査を無料化
- (7) 島根県広域入院調整本部運営事業 21,648千円
「島根県広域入院調整本部」を設置し、広域的な患者の入院・搬送調整等を実施
- (8) 感染症患者移送事業 54,078千円
新型コロナウイルス感染症患者を入院先の医療機関へ移送する体制を確保

- (9) 感染症入院患者等病床確保事業 11,641,610 千円
 新型コロナウイルス感染症患者等を受け入れる医療機関において、入院用の病床をあらかじめ確保してもらうための空床確保料や、病床を確保する際に感染防止対策などによりやむを得ず病床を休止するための費用等を助成
- (10) 無症状者等の療養体制確保事業 786,307 千円
 新型コロナウイルス感染症の無症状者・軽症者の宿泊療養施設として整備した専用のプレハブ施設等で、療養者の受け入れを実施
- (11) 自宅療養体制確保事業 3,576,560 千円
 新型コロナウイルス感染症の自宅療養者に対する健康観察、医学管理、医療費の公費負担や生活支援物資の配送等を実施
- (12) 新型コロナウイルス感染症対策設備整備事業 1,000,000 千円
 新型コロナウイルス感染症患者等の入院治療や診察・検査医療機関での診察時に使用する個人防護具の整備や簡易な診察室のレンタル等に要する経費を助成
- (13) 感染症患者の入院医療費公費負担事業 218,432 千円
 新型コロナウイルス感染症患者の入院医療費について医療保険適用後の自己負担分を公費で負担
- (14) 外国人患者の受入体制確保事業 29,093 千円
 外国人患者の受入医療機関において、外国人患者への対応に必要な経費を助成
- (15) 医療従事者の宿泊施設確保事業 9,142 千円
 新型コロナウイルス感染症患者対応にあたる医療従事者の宿泊施設確保に係る経費を助成
- (16) 重症患者に対応する医療従事者養成研修事業 5,992 千円
 体外式膜型人工肺（ECMO）及び人工呼吸器を適切に取り扱うことができる医療従事者を養成するための研修を実施
- (17) 感染症患者の受入医療提供体制等強化事業 300,000 千円
 緊急に必要となる医療提供体制の整備等について、柔軟かつ機動的に事業を実施

◆県民生活の支援

- (1) 感染症専門家派遣事業 9,154 千円
 高齢者施設等において適切な感染防止対策が講じられるよう、感染症専門家て構成する「感染管理支援チーム」を組織し、専門的な相談支援を実施

Ⅲ. 参 考 资 料

審 議 会 等 一 覧

(1) 法令によるもの

令和5(2023)年4月1日現在

| 所管課 | 名 称 | 概 要 | 委員数 |
|--------|--|---|---------------------|
| 地域福祉課 | 島根県社会福祉審議会 ・民生委員審査、身体障害者福祉、知的障害者福祉、老人福祉、児童福祉、地域福祉の各専門分科会 ・審査部会、健全育成部会、児童処遇部会、母子保健部会 | ○社会福祉法第7条及び島根県社会福祉審議会条例の規定による社会福祉及び児童福祉に関する事項の調査審議、関係行政機関に対する意見の具申等に関する事務 | 49人 (臨時委員27名を含む) |
| 医療政策課 | 島根県医療審議会 ・施設整備、医療法人、感染症、地域医療構想の各部会 | ○医療法第72条に基づき設置。医療法に規定された調査審議及び知事の諮問に応じた県の医療提供体制の確保に係る重要事項の調査審議に関する事務 | 30人 (この他専門委員6人) |
| | 島根県地域医療支援会議 | ○医療法第30条の23第1項の規定に基づき設置。県内の中山間地、離島等のへき地医療対策、及び地域の医療機能の確保をより総合的・体系的に推進するための施策の企画調整、進捗管理、評価に関する事務 | 31人 |
| | 島根県准看護師試験委員 | ○保健師助産師看護師法第25条に基づく准看護師試験合格者の決定その他准看護師試験に関する事務及び同法第15条に基づく准看護師の処分等に関する事務 | 8人 |
| 健康推進課 | 島根県国民健康保険審査会 | ○国民健康保険法第92条に基づき設置。保険給付や保険料賦課など国民健康保険制度に関する保険者の処分に対する不服審査請求の審理事務 | 9人 |
| | 島根県後期高齢者医療審査会 | ○高齢者の医療の確保に関する法律第129条に基づき設置。保険給付や保険料賦課など後期高齢者医療制度に関する保険者の処分に対する不服審査請求の審理事務 | 9人 |
| | 島根県指定難病等審査会 | ○難病の患者に対する医療等に関する法律第8条に基づく指定難病審査会及び児童福祉法第19条の4に基づく小児慢性特定疾病審査会として設置され、支給認定申請があった場合における可否の審査事務 | 9人 |
| | 島根県国民健康保険運営協議会 | ○国民健康保険法第11条に基づき設置。国民健康保険事業費納付金の徴収、国民健康保険運営方針の作成など国民健康保険事業の運営に関する審議に関する事務 | 11人 |
| 高齢者福祉課 | 島根県介護保険審査会 | ○介護保険法第184条に基づき設置され、要介護認定など介護保険に関する保険者の処分に対する審査請求の審理事務 | 21人 |

| 所管課 | 名 称 | 概 要 | 委員数 |
|------------|-------------------|--|-----|
| 子ども・子育て支援課 | 島根県子ども・子育て支援推進会議 | ○子ども・子育て支援法第72条第4項の規定に基づき設置。地域のニーズを踏まえた「子ども・子育て支援事業支援計画」の策定に関する事務 | 17人 |
| 障がい福祉課 | 島根県障がい者施策審議会 | ○障害者基本法第36条第1項の規定による障がい者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な調査審議及び施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整に関する事務 | 15人 |
| | 島根県障害者介護給付費等不服審査会 | ○島根県障害者介護給付費等不服審査会条例に基づく、市町村の介護給付費等に係る処分に不服がある障がい者又は障がい児の保護者が、県知事に対して行う審査請求の審理事務 | 10人 |
| | 島根県精神保健福祉審議会 | ○島根県精神保健福祉審議会条例に基づく精神保健及び精神障がい者の福祉に関する事項の審議及び知事への意見具申に関する事務 | 9人 |
| | 島根県精神医療審査会 | ○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の3第2項の規定による措置入院者等に係る入院の要否の審査、第38条の5第2項の規定による精神科病院に入院中の者等からの請求に係る入院の必要性等についての審査に係る事務 | 37人 |
| 薬事衛生課 | 島根県生活衛生適正化審議会 | ○生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律の規定による事項（適正化規定の認可の処分等）に関する事務。物価統制令第4条の規定による統制額の指定に係る事項（一般公衆浴場の入浴料金）の調査審議に関する事務 | 6人 |
| | 島根県医療審議会薬事部会 | ○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第3条第1項の規定による地域連携薬局及び専門医療機関連携薬局の認定に係る重要事項の調査審議に関する事務 | 5人 |
| 感染症対策室 | 島根県感染症診査協議会 | ○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第24条の規定に基づき各保健所に感染症の診査に関する協議会を設置（2以上の保健所について1の協議会を置くことが出来る）し、就業制限、入院勧告、入院期間の延長及び結核患者の医療に関する事項の審査（3保健所に設置） | 40人 |
| | 島根県公害健康被害認定審査会 | ○公害健康被害の補償等に関する法律第44条の規定に基づき公害健康被害認定審査会を設置し、指定疾病の認定、補償給付に関する審査 | 10人 |

(2) 条例によるもの

| 所管課 | 名 称 | 概 要 | 委員数 |
|--------|--------------------|---|-----|
| 障がい福祉課 | 島根県ひとにやさしいまちづくり審議会 | ○島根県ひとにやさしいまちづくり条例に基づくひとにやさしいまちづくりに関する施策の総合的な推進に関し、必要な重要事項の調査審議に関する事務 | 9人 |

県出資外郭団体一覧

令和5(2023)年4月1日現在

| 名 称 等 | 目 的 | 主な事業内容、県予算関係 |
|---|--|---|
| <p>公益財団法人ヘルスサイエンスセンター 島根（旧財団法人島根難病研究所）</p> <p>○S 51. 3 設立 ○健康推進課所管 ○所在地 出雲市塩冶町 ○設立根拠 (※)整備法第 44 条 (民法第 34 条)</p> | <p>○代表者名 理事長 広沢卓嗣</p> <p>○基本財産 10,000 千円 うち県 1,000 千円 (10%)</p> | <p>○老年医学等の研究を島根大学等との連携の下に実施し、医学研究の振興等を目指すとともに、併せて移植医療への支援等を行い、もって地域医療の向上に寄与する</p> |
| <p>社会福祉法人島根県社会福祉事業団</p> <p>○S 40. 7 設立 ○健康福祉総務課所管 ○所在地 松江市東津田町 ○設立根拠 社会福祉法第 22 条</p> | <p>○代表名 理事長 山崎 功</p> <p>○基本財産 30,000 千円 うち県 4,700 千円 (15.7%)</p> | <p>○健康長寿しまねの推進に関する島根大学との共同研究</p> <p>○老年医学をはじめとした医学研究の実施</p> <p>○移植医療に関する知識の普及啓発等の実施（まごころバンク事業）</p> <p>○難病相談支援事業</p> <p>○健診事業及び検査受託事業</p> <p>○がん普及啓発事業</p> <p>[委託費]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移植医療の推進 19,235 千円 ・難病相談・支援センター事業 11,148 千円 ・難病医療提供体制整備事業 4,688 千円 ・医療相談事業 1,256 千円 ・がん普及啓発事業 1,100 千円 |
| | <p>○多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫し、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援する。</p> | <p>○第 1 種社会福祉事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホームの設置経営 ・障害者支援施設の設置経営 <p>○第 2 種社会福祉事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育所の設置経営 ・聴覚障がい者及び視聴覚障がい者情報提供施設の受託経営 <p>[委託費] 58,429 千円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・老人短期入所事業 ・障害福祉サービス事業等 |

| 名 称 等 | 目 的 | 主な事業内容、県予算関係 |
|--|--|--|
| <p>公益財団法人島根県生活衛生営業指導センター</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ S 59. 3 設立 ○ 薬事衛生課所管 ○ 所在地 松江市大輪町 ○ 設立根拠 (※)整備法第 44 条 (民法第 34 条) ○ 指定根拠 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第 57 条の 3 第 1 項 <ul style="list-style-type: none"> ○ 代表者名 理事長 後藤 勇 ○ 基本財産 4,100 千円 うち県 2,000 千円 (48.8%) | <p>○生活衛生関係営業の経営の健全化及び振興を通じてその衛生水準の維持向上を図り、あわせて利用者又は消費者の利益の擁護を図ることを目的とする。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○生活衛生関係営業に関する衛生施設の維持及び改善向上並びに経営の健全化についての相談及び指導 ○生活衛生関係営業に関する利用者又は消費者の苦情処理並びに苦情に関する営業者又は生活衛生同業組合の指導 ○標準営業約款に関する営業者の登録 ○生活衛生関係営業に関する講習会、講演会等の開催又はその斡旋 ○生活衛生関係営業に関する情報又は資料の収集及び提供 <p>[補助金] 生活衛生営業指導費補助金 21,218 千円</p> <p>[交付金] 生活衛生関係営業振興助成交付金 500 千円</p> |

[※] 整備法：一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

各 種 計 画 一 覧

| 計 画 名 | 計 画 策 定 の 趣 旨 、 性 格 等 |
|---|---|
| 島根県地域福祉支援計画 ○計画期間： R2(2020)～R6(2024) ○策定根拠： 社会福祉法第108条 | ○これからの社会福祉のあり方として、地域福祉の推進がますます重要な課題となると考えられることから、各市町村において、地域住民との協働のもとで地域福祉の一層の推進が図られるよう、県としてその支援の基本的な考え方を明らかにしたもの。 ○「介護保険法」の改正、「障害者総合支援法」の施行、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」及び「生活困窮者自立支援法」の制定など地域福祉を取り巻く新たな動きや地域が抱える福祉課題の複雑化・多様化に対応するため、令和2(2020)年3月に計画を改定した。 |
| 島根県保健医療計画 ○計画期間： H30(2018)～R5(2023) ○策定根拠： 医療法第30条の4 第1項 健康増進法第8条第1項 ○令和5年度、次期保健医療計画(6カ年間)の改定を行う。 | ○「医療法及び健康増進法」に基づき、急性期をはじめとする医療機能の強化、病院・病床機能の役割分担・連携の推進、在宅医療の充実等を内容とする保健医療サービス提供体制を推進するため、平成30(2018)年4月から令和5(2023)年度までの6年間を計画期間とする保健医療計画を策定した。 ○本計画は、保健医療提供体制の整備を図るうえで、関係者すべてにとっての基本指針となるものである。 ○従来策定していた「島根県地域医療支援計画」及び「島根県周産期医療体制整備計画」を本計画に一本化した。 ○医療法改正により、令和2(2020)年度から令和5(2023)年度までの4年間を計画期間とする「医師確保計画」及び「外来医療計画」を本計画の一部として策定した。 ○本計画は必要に応じて少なくとも3年ごとに見直しを行う。現行計画は令和3年度(2021)に中間評価・見直しを行った。 |
| 医療介護総合確保促進法に基づく島根県計画 ○計画期間： R5(2023) ○策定根拠 地域医療介護総合確保促進法第4条 | ○医療及び介護の総合的な確保のための事業を県計画として定めるもの。都道府県は、当該計画に基づき基金(地域医療総合確保基金)を造成し、その実施に必要な経費を支出する。本計画は、国へ基金造成のための財源交付を申請するため、毎年度作成する。 ○事業期間(R5計画) R5 |
| 島根県がん対策推進計画 ○計画期間： H30(2018)～R5(2023) ○策定根拠： がん対策基本法第12条 第1項 | ○がんは本県においても死亡原因の第1位となっており、生涯のうち2人に1人はがんに罹患すると推計されていることから、「すべての県民が、がんを知り、がんの克服を目指す」ことを基本理念に掲げ、行政、医療機関をはじめとする関係機関・団体、事業所、県民などの役割を明らかにし、総合的な対策を推進していくもの。 ○全体目標は「科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実」「患者本位で将来にわたって持続可能なしまねらしいがん医療の充実」「尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築」とし、がんの年齢調整死亡率の低減につなげる。 ○計画期間は平成30(2018)年度から令和5(2023)年度までの6年間であり、2022年3月に中間評価を実施。 ○R5年度に最終評価を行い、第4期計画の策定を行う。 |
| 島根県食育推進計画第四次計画 ○計画期間： R5(2023)～R10(2028) ○策定根拠： 食育基本法 | ○県民一人一人が「食べる知恵」を身につけ、食への「感謝の心」を養い、生涯にわたって心身の健康増進と豊かな人間形成を目指すことができるよう、食育を通して「生きる力」を育むことを基本理念とし、学校・家庭や地域等が連携し、「地域力」を生かした食育を進め、県民一人一人の実践を促すもの。 ○重点施策として、①特に若い世代への食育推進②身近なところで、食育に関する「おいしい・たのしい・ためになる」体験の場づくりの推進と県民の主体的な参加の促進③関係機関・団体の連携・協力による地域力を生かした多様な暮らしに対応し、環境に配慮した食育の推進に取り組む。 |

| 計 画 名 | 計 画 策 定 の 趣 旨 、 性 格 等 |
|---|--|
| 健康長寿しまね推進計画 (第二次健康増進計画) ○計画期間： H25(2013)～R5(2023) ○策定根拠： 健康増進法第8条 | ○「健康寿命を延ばす(平均寿命をのばす、65歳平均自立期間を延ばし、二次医療圏の格差を減らす)」ことを基本目標とし、「健康長寿日本一」を目指し、県民、関係機関・団体、行政が一体となった県民運動である。 ○この計画は、①住民主体の地区ごとの健康づくり活動の促進②生涯を通じた健康づくりの推進③疾病の早期発見、合併症予防・重症化防止、④多様な実施主体による連携のとれた効果的な運動の推進の4つの柱で推進する。 ○R5年度に最終評価を行い、第三次計画の策定を行う。 |
| 島根県老人福祉計画・介護保険事業支援計画 ○計画期間： R3(2021)～R5(2023) ○策定根拠： 老人福祉法第20条の9 介護保険法第118条第1項 | ○本県では、高齢化が全国に先駆けて進行するとともに75歳以上人口の割合が更に増加することから、介護予防の対策や要介護状態になっても高齢者ができる限り住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるよう、住まいを中心に、生活支援、医療介護などを切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」の構築に取り組んでいく必要がある。 ○計画では、「介護予防の推進と高齢者の社会参加」、「生活支援の充実」、「適正な介護サービスと住まいの確保」、「介護人材確保・介護現場革新」、「医療との連携」、「認知症施策の推進」を重点推進事項に掲げ、実施に当たっては、住民・ボランティア・行政・事業者が一丸となって取り組むことが必要であることから、県民一人ひとりの理解と参画を求めるものである。 ○計画期間は、令和3(2021)年度から令和5(2023)年度までの3年間であり、3年ごとに見直しを行う。 |
| 島根県医療費適正化計画 (第3期) ○計画期間： H30(2018)～R5(2023) ○策定根拠： 高齢者の医療の確保に関する法律第9条 | ○少子高齢化、医療費の増加による医療財政のひっ迫、平成18年6月医療制度改革関連法の成立を背景とし、生活習慣病の予防対策等により将来的な医療費の適正化を目指す。 ○計画の内容は、保健医療計画、健康増進計画、介護保険事業支援計画及び国民健康保険運営方針との整合性を図っている。 ○令和5(2023)年度に暫定評価を行い、第4期計画の策定を行う。 ○令和6(2024)年度には目標達成状況及び施策の実施状況等の実績評価を行う。 |
| 島根県国民健康保険運営方針 ○計画期間 H30(2018)～R5(2023) ○策定根拠： 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律附則第7条 国民健康保険法第82条の2 | ○国民皆保険制度の最後の砦である国保を持続可能な制度として維持するため、国の財政支援の拡充と、平成30(2018)年度から県が国保の財政運営において中心的な役割を担うことにより、国保制度の安定化を図る。 ○県と市町村等が一体となって、事務の広域化や効率化、医療費適正化の取組を推進するため、運営方針を策定。 ○運営方針の内容は、医療費適正化計画、保健医療計画、介護保険事業支援計画との整合性を確保。 ○運営方針は3年毎に検証し、必要に応じ見直しを行う。運営方針の見直しや市町村納付金の決定など、国保運営上の重要事項は「島根県国民健康保険運営協議会」で審議のうえ決定。 ○令和5(2023)年度に次期運営方針の策定を行う。 |
| しまねっ子すくすくプラン (島根県次世代育成支援行動計画、島根県子ども・子育て支援事業支援計画、島根県ひとり親家庭等自立支援計画を一体的に策定) ○計画期間： R2(2020)～R6(2024) ○策定根拠： 次世代育成支援対策推進法第9条ほか | ○次世代育成支援対策推進法第9条第1項に基づき、すべての子どもと子育て家庭を対象として、集中的、計画的、総合的に進めていく次世代育成支援対策の方向性、施策の目標、施策の内容を定める。 ○子ども・子育て支援法第62条第1項の規定に基づき、国の基本指針に即して、市町村子ども・子育て支援計画の達成に資するため、広域的な見地から、教育・保育を提供する体制の確保、地域子ども・子育て支援事業の実施等、子ども・子育て支援のための施策の総合的な推進に関して必要な内容を定める。 ○母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条第1項に基づき、ひとり親家庭等の自立支援を図る施策を計画的、総合的に進めるために必要な内容を定める。 |

| 計 画 名 | 計 画 策 定 の 趣 旨 、 性 格 等 |
|--|---|
| <p>鳥根県社会的養育推進計画</p> <p>○計画期間： R2(2020)～R11(2029)</p> <p>○策定根拠： 新しい社会的養育ビジョン、厚生労働省通知</p> <p>○R7スタートに向けた新計画策定要領が現在国において検討中。</p> | <p>○平成28年の児童福祉法改正により「家庭養育優先原則」が明確化されたのを受けて、国において「新しい社会的養育ビジョン」を策定し改正法の理念等を具体化した方針が示されたことから、県として取り組むべき課題及び取組の方向性について検討し、計画を策定した。</p> <p>○「当事者である子どもの権利擁護」「市町村の子ども家庭支援体制の構築等」「里親等への委託の推進」「特別養子縁組等の推進支援体制の構築」「施設の高機能化等・小規模かつ地域分散化」「一時保護改革」「社会的養護自立支援の推進」「児童相談所の強化等」について、現状、課題、取組の方向を掲げ、各取組の進捗を評価するための指標を定めた。</p> <p>○計画期間は10年間とし、5年ごとの二期に区分して各期末及び各期の中間年を目安として必要な場合には計画の見直しを図ることとされていた。</p> <p>○令和4年2月の国社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会報告を受け、現行計画には記載していない里親や施設の数、里親支援機関（フォスターリング機関）、権利擁護の体制などについての整備目標と評価指標を盛り込んだ新計画（実質改訂）を令和7年度に向けて策定することを求められている。</p> |
| <p>しまね青少年プラン</p> <p>○計画期間： [第4次] R4(2022)～R8(2026)</p> <p>○策定根拠： 子ども・若者育成支援推進法第9条</p> | <p>○青少年施策を総合的、体系的に推進していくために、県の関係部局、市町村、青少年団体などの関係機関・団体が連携・協働していく指針として策定した。</p> <p>○「子ども・若者育成支援推進法」に基づき国が策定した「子供・若者育成支援推進大綱」（第3次、R3.4）を踏まえ、法に基づく県の計画として位置づけた。</p> <p>○青少年の健全育成の推進に当たっては、青少年を健やかに育む地域づくりを促すことが必要であることから、県民一人ひとりに対し、健全育成、次世代育成の意識の醸成を図り、具体的行動を進めることを目的とする。</p> <p>○計画期間は、令和4(2022)年度から令和8(2026)年度までの5年間として、必要な場合には計画の見直しを図る。</p> |
| <p>鳥根県DV対策基本計画</p> <p>○計画期間： R3(2021)～R7(2025)</p> <p>○策定根拠： DV防止法第2条の3</p> | <p>○DVの防止並びに被害者の保護及び自立支援を重要課題と位置づけ、県の施策を明らかにし、DV対策を総合的に実施することを目的とする。</p> <p>○令和3年3月に策定した第4次改定計画の周知を図るとともに、関係機関と連携して施策の充実・強化を図る。</p> |
| <p>(仮称) 困難な問題を抱える女性への支援に係る鳥根県基本計画</p> <p>○計画期間(予定)： R6(2024)～R10(2028)</p> <p>○策定根拠： 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第8条第1項、第2項</p> | <p>○女性をめぐる課題（生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭環境破綻など）の複雑化、多様化、複合化がコロナ禍で顕在化したことに加え、孤独・孤立対策といった視点も含め、新たな女性支援強化が喫緊の課題となったため、国においては、困難な問題を抱える女性支援の根拠法を売春防止法から切り離し、先駆的な女性支援を实践する「民間団体との協働」といった視点も取り入れた新しい枠組みを構築することとされた。</p> <p>○国からR4年度末に示される基本的な方針を受け、県ではR5年度中に基本計画を策定予定。</p> <p>○令和6年4月1日の困難な問題を抱える女性への支援に関する法律施行に向け、県基本計画の策定を通じ、地域の実情やニーズに応じた取組の検討を行う。</p> |

| 計 画 名 | 計 画 策 定 の 趣 旨 、 性 格 等 |
|--|--|
| 島根県障がい者基本計画 ○計画期間： H30(2018)～R5(2023) ○策定根拠： 障害者基本法第11条 | ○本県の障がい者施策推進の基本的方向等を明らかにし、障がい者施策の総合的な推進を図ろうとする計画である。 ○障がい者差別の解消のための取組やサービス基盤の整備、障がい児支援の充実、就労支援など、総合的な障がい者施策の推進により、障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共に生きる社会の実現を目指すことを基本理念とする。 ○本計画の期間は平成30(2018)年度から令和5(2023)年度までとし、社会情勢等の変化に応じて、必要な見直しを行う。 |
| 島根県障がい福祉計画 ○計画期間： 〔第6期〕R3(2021)～ R5(2023) ○策定根拠： 障害者総合支援法第89条 | 「島根県障がい者基本計画」に掲げる事項のうち、障害福祉サービス等についての実施計画 ○障がい福祉サービス、相談支援事業及び地域生活支援事業などの提供体制の整備を計画的に進めるための計画 ○障がいのある人が、身近な地域において日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要なサービス提供体制の整備を図る。 |
| 島根県障がい児福祉計画 ○計画期間： 〔第2期〕R3(2021)～ R5(2023) ○策定根拠： 児童福祉法第33条の22 | 「島根県障がい者基本計画」に掲げる事項のうち、障害児通所支援等についての実施計画 ○障害児通所支援及び障害児入所支援並びに障害児相談支援の提供体制の整備を計画的に進めるための計画 ○障がい児が、身近な地域において、必要な支援が受けられるよう支援体制の充実を図る。 |
| 島根県自死対策総合計画 ○計画期間： H30(2018)～R4(2022) ○策定根拠： 自殺対策基本法第13条 | ○今後の本県における総合的な自死対策を推進するための基本指針 ○市町村をはじめ関係機関や団体、県民を含む地域社会全体が連携し、積極的な取組が実施されることを期待するもの ○推進体制として、島根県自死総合対策連絡協議会（関係機関・団体の相互の連携を強化し、総合的な自死対策の推進）と、圏域自死対策連絡会（地域の実情に応じた取組の強化と地域ネットワークの構築を推進）を核に取り組む。 |
| 島根県障がい者就労支援事業所工賃向上計画 ○計画期間： R3(2021)～R5(2023) ○策定根拠： 厚生労働省通知 | ○障がい者が地域で自立した生活を送るための基盤として就労支援は重要であり、一般就労が困難である障がい者には、就労継続支援B型事業所等での工賃の水準が向上するように支援していくことが必要である。 ○計画に基づき、工賃向上に資する取組を計画的に進める。 ○就労継続支援B型事業所が作成した「工賃向上計画」の目標の実現に向けた必要な支援を行う。 ○計画期間中、毎年度、実施状況の点検や評価を行うとともに、必要に応じて随時、計画内容を見直す。 |
| 島根県ギャンブル等依存症対策推進計画 ○計画期間： R4(2022)～R6(2024) ○策定根拠：ギャンブル等依存症対策基本法第13条 | ○ギャンブル等依存症の発症、進行及び再発の各段階に応じた防止及び回復のための対策を適切に実施するとともに、ギャンブル等依存症患者等に対する支援の充実を図るため、ギャンブル等依存症に関する正しい知識の普及啓発、予防及び相談からの治療、回復支援に至るまでの支援体制づくり等を推進する。 |

| 計 画 名 | 計 画 策 定 の 趣 旨 、 性 格 等 |
|--|---|
| 感染症予防計画 ○計画期間： H30(2018)～ ○策定根拠： 感染症法第10条 | ○計画は、感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な計画であり、新しい時代の感染症対策の方向性を示すものである。 ○感染症の患者等の人権を尊重しつつ、これらの人々に対する良質かつ適切な医療の提供を確保し、感染症に迅速かつ的確に対応するための計画とすることとしている。 |
| 新型インフルエンザ等対策行動計画 ○計画期間： H25(2013)～ ○策定根拠： 新型インフルエンザ等対策特別措置法 | ○新型インフルエンザ等が発生した場合、その感染拡大を可能な限り阻止し、健康被害を最小限にとどめ、社会・経済機能の破綻に至らないようにするための行動計画である。 ○計画では、流行規模を予測するとともに、発生状況に応じた目標と活動を、「実施体制」「サーベイランス情報収集」「情報提供・共有」「予防・まん延防止」「医療」「県民生活・県民経済の安定」の6項目について立案している。 ○計画には、大流行時に治療薬としての抗インフルエンザウイルス薬が不足すると予測されることから、備蓄計画も盛り込んでいる。 ○対策の実行性をより高める目的で制定された特別措置法に基づき行動計画を策定した。 |
| 島根県水道水質管理計画 ○計画期間： H19(2007)～ ○策定根拠：厚生省通知 | ○将来にわたって信頼できる安全でおいしい水道水が確保されるよう、水道水質管理に一層努めるとともに、水質基準に基づく検査の実施、体系的・組織的な水質監視を行う。 |
| 島根県水道広域化推進プラン ○計画期間： R5(2023)～ ○策定根拠：総務省・厚生労働省通知 | ○人口減少による水需要の低下や施設・管路の老朽化等に伴い、経営環境が厳しさを増す中、広域化等の計画を策定することにより、水道事業の経営基盤の強化を推進する。 |
| 島根県動物愛護管理推進計画 ○計画期間： H26(2014)～R5(2023) ○策定根拠：動物愛護管理法第6条の1 | ○動物の愛護及び管理に関する行政の基本的方向性及び中長期的な目標を明確化し、動物愛護思想の普及啓発、動物の適切な管理を図る施策を推進する。 |
| 食の安全安心確保に係るアクションプラン ○計画期間： R2(2020)～R6(2024) ○策定根拠：食の安全安心確保に係る基本方針 | ○食の安全安心確保に係る基本方針を示した各施策の方向に基づき、具体的な取り組み(行動計画)を示すことにより、食の安全安心の確保を図る。 |
| 第3次歯と口腔の健康づくり計画 ○計画期間： R5(2023)～R10(2028) ○策定根拠：島根県歯と口腔の健康を守る8020推進条例第6条 | ○「島根県歯と口腔の健康を守る8020推進条例」の趣旨を踏まえ、生涯を通じた施策を総合的かつ効果的に推進する。 ○健康寿命の延伸、健康格差の縮小を目指し、8020達成に向け、「県民の大白歯(奥歯)や口腔の点検の実施」「青壮年期の歯科保健対策の推進」「糖尿病等を有する患者に対する歯科治療と歯科保健指導の実施体制の整備」「地域包括ケアシステムにおける歯科口腔対策の充実」等を推進する。 |
| 島根県子どものセーフティネット推進計画 ○計画期間： R3(2021)～R7(2025) ○策定根拠：子どもの貧困対策推進法第9条 | ○政府が定める大綱を勘案して定める、島根県における子どもの貧困対策についての計画。 ○「発見から保護・支援につなぐ体制の整備」「子どもの健全な成長に対する支援」「保護者等に対する支援」「子どもの居場所に対する支援」「子どもの学びに対する支援」「対策推進のための体制整備」を基本方針とし、必要な施策を進める。 |

| 計 画 名 | 計 画 策 定 の 趣 旨 、 性 格 等 |
|--|--|
| <p>島根県アルコール健康障がい対策推進計画</p> <p>○計画期間： H30(2018)～R5(2023)</p> <p>○策定根拠：アルコール健康障害対策基本法第14条</p> | <p>○アルコール健康障がい(※)の発生、進行及び再発の各段階に応じた防止対策を適切に実施するとともに、アルコール健康障がいを有する者等に対する支援の充実を図るため、飲酒に伴うリスクやアルコール依存症についての正しい理解の促進、予防及び相談からの治療、回復支援に至るまでの支援体制づくり等を推進する。</p> <p>※アルコール健康障がい：アルコール依存症その他の多量の飲酒、未成年者の飲酒、妊婦の飲酒等不適切な飲酒の影響による心身の障がい</p> |
| <p>健やか親子しまね計画</p> <p>○計画期間： H30(2018)～R5(2023)</p> <p>○策定根拠：母子保健計画策定指針</p> | <p>○「すべての親と子が健やかに暮らせる社会」を目指し、保健・医療・福祉サービスの効率的な提供や地域、学校、企業といった親子を取り巻く温かな環境づくりを推進する。</p> |
| <p>結核対策推進計画</p> <p>○計画期間： H30(2018)～</p> <p>○策定根拠：感染症法第10条</p> | <p>○島根県感染症予防計画において、結核は、特に予防のための施策を総合的に推進する必要がある感染症と位置づけ、国の「結核に関する特定予防指針」に即して策定</p> |
| <p>島根県再犯防止推進計画</p> <p>○計画期間： R3(2021)～R7(2025)</p> <p>○策定根拠：再犯防止推進法第8条第1項</p> | <p>○再犯防止推進法に基づく「地方再犯防止推進計画」として策定。</p> <p>○誰もが地域社会の一員として生活することのできる安全で安心な社会を実現するために、犯罪をした者等の更正や社会復帰に対する理解・協力及び支援の輪を県全体に広げ、支援対象者の背景にある生活課題や生きづらさに寄り添いながら、その立ち直りを見守り、支え、孤立しない環境づくりを推進する。</p> |
| <p>島根県循環器病対策推進計画</p> <p>○計画期間： R3(2021)～R8(2026)</p> <p>○策定根拠：健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法(循環器病対策基本法)第11条第1項</p> | <p>○循環器病の予防並びに循環器病患者等に対する保健、医療及び福祉に係るサービスの提供に関する状況等を踏まえ、地域の実情に応じた循環器病対策を総合的かつ計画的に推進するもの。</p> <p>○計画の期間は令和3(2021)年度から令和8(2026)年度とし、保健医療計画の見直しにあわせて策定する。また、関連する保健医療計画、健康長寿しまね推進計画、介護保険事業支援計画と整合性を図っている。</p> |

年間行事(週間・月間)

| | 名称、提唱日 | 趣 旨 |
|--------------------------------|--|--|
| 4月 | ○若年層の性暴力被害予防月間 4月1日～30日 | 若年層の性被害に関する問題を広報啓発するのに適した入学・進学時期にあたる4月を「若年層の性暴力被害予防のための月間」とし、若年層に対する性犯罪・性暴力の問題に関する取組を一層強化する。また、若年層の人権尊重のための意識啓発活動や教育の充実を図るなど各種取組を集中的に実施する。 |
| | ○世界自閉症啓発デー 4月2日 | 平成19年12月18日の国連総会において、毎年4月2日を「世界自閉症啓発デー」とすることが決議され、これを機に全世界の人々に自閉症を理解してもらう取組みが始まった。 |
| | ○発達障害啓発週間 4月2日～8日 | 世界自閉症啓発デー(4月2日)から1週間を発達障害啓発週間として、自閉症をはじめとする発達障がいについて広く啓発活動を行う週間としている。 |
| 5月 | ○児童福祉週間 5月5日～11日 | 5月5日の「こどもの日」から1週間を児童福祉週間として、各種の啓発事業及び行事を実施することにより、児童福祉の理念の一層の周知と児童を取り巻く諸問題に対する社会的関心の喚起を図っていく。 |
| | ○看護週間 5月7日～13日 | 看護の心、ケアの心、助け合いの心を老若男女問わず、だれもが育むきっかけとする。 |
| | ○看護の日 5月12日 | |
| | ○民生委員・児童委員活動強化週間 5月12日～18日 | 民生委員・児童委員について地域住民や関係機関・団体等に理解を深めていただき、信頼関係を築くことを目的に、PR活動等を行う。 |
| | ○民生委員・児童委員の日 5月12日 | |
| | ○ギャンブル等依存症問題啓発週間 5月14日～20日 | 国民の間に広くギャンブル等依存症問題に関する理解と関心を深めていく。 |
| | ○しまね高血圧予防キャンペーン ○高血圧の日 5月17日を含む概ね1か月間 | 高血圧の予防や適正管理について広く県民に啓発することにより、脳卒中等の発症予防に寄与する。 |
| | ○禁煙週間 5月31日～6月6日 | 喫煙が健康に与える影響は大きく、生活習慣病を予防する上でも重要な課題になっており、国・地方公共団体等が協力して、正しい知識の普及・公共の場での受動喫煙防止等の対策を図る。 |
| ○不正大麻・けし撲滅運動 5月～6月 | 不正栽培及び自生する大麻・けしを撲滅するため、これら的大麻・けしの発見及び除去を実施するとともに、広く一般に対して大麻・けしに関する正しい知識の普及を図る。 | |
| 6月 | ○水道週間 6月1日～7日 | 水道について国民の理解と関心を高め、公衆衛生の向上と生活環境の改善を図るとともに、水道の今後の発展に資する。 |
| | ○HIV検査普及週間 6月1日～7日 | 国や都道府県等が行う検査・相談体制の充実を図り、国民のHIVやエイズに対する関心を喚起しHIV検査の普及啓発を図る。 |
| | ○食育月間 6月1日～30日 | 国・地方公共団体・関係団体等が協力して、食育推進運動を重点的かつ効果的に実施し、食育の国民への浸透を図る。 |
| | ○食育の日 毎月19日 | 食育の日を毎月19日と定め、食育推進運動を継続的に展開し、食育の一層の定着を図る。 |
| | ○歯と口の健康週間 6月4日～10日 | 歯と口腔の健康に関する正しい知識を国民に対し普及啓発するとともに、歯科疾患の予防に関する適切な習慣の定着を図り、併せてその早期発見及び早期治療等を徹底することにより、歯の寿命を延ばし、もって国民の健康の保持増進に寄与することを目的とする。 |
| ○「ダメ。ゼッタイ。」普及運動 6月20日～7月19日 | 国内における薬物乱用防止活動において、官民一体となり、国民一人一人の薬物乱用問題に関する認識を高めるとともに、「6.26国際麻薬乱用撲滅デー」の周知を図ることにより、薬物乱用防止に資する。 | |
| 7月 | ○愛の血液助け合い運動 7月1日～31日 | 広く国民の間に献血に関する理解と協力を求めるとともに、献血運動の一層の推進を図る。 |
| | ○社会を明るくする運動強調月間 ○再犯防止啓発月間 7月1日～31日 | すべての国民が犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、安全・安心な地域社会の構築を進める。 |
| | ○夏期の食品衛生強化月間 7月1日～31日 | 食品の衛生的取り扱い、添加物の適正使用、食品及び添加物の適正な表示の実施等について食品関係業者等に対する監視指導の強化を図り、もって夏期における食中毒の発生防止と食品衛生の向上を図る。 |

| | 名称、提唱日 | 趣 旨 |
|---|---|--|
| 7月 | ○青少年の非行・被害防止全国強調月間 7月1日～31日 | 青少年の非行防止等について、県民が理解を深め、関係機関・団体と地域住民等とが相互に協力・連携して、青少年の規範意識の醸成及び有害環境への適切な対応を図る。 |
| | ○肝臓週間 7月28日を含む1週間 | ウイルス性肝炎のまん延防止と患者・感染者に対する差別・偏見の解消や感染予防の推進を図る。 |
| | ○日本肝炎デー 7月28日 | ウイルス性肝炎のまん延防止と患者・感染者に対する差別・偏見の解消や感染予防の推進を図る。 |
| 8月 | ○食品衛生月間 8月1日～31日 | 食品等事業者及び消費者に対し、衛生思想の普及・啓発、食品の安全性に関する情報提供及びリスクコミュニケーションの推進を図り、食中毒事故の防止と衛生管理の向上を確保する。 |
| 9月 | ○がん征圧月間 9月1日～30日 | がんに対する正しい知識とがん対策を広く周知するため、関係機関と連携してがん予防に関する正しい知識の普及啓発を図る。 |
| | ○健康増進普及月間 ○食生活改善普及運動 9月1日～30日 | 生活習慣病の特性や運動・食事・禁煙など個人の生活習慣の改善の重要性についての理解を深め、健康づくりの実践を促進するための啓発を行う。 |
| | ○障害者雇用促進月間 9月1日～30日 | 広く国民に対して障がいのある人の雇用の促進と職業の安定を図ることを目的に、国及び県等において啓発活動を行い、障がい者雇用の気運を醸成するとともに、障がい者の職業的自立を支援する。 |
| | ○アルツハイマー月間 9月1日～30日 ○アルツハイマーデー 9月21日 | 認知症に対する正しい理解の普及・啓発を図る。 |
| | ○自死予防週間 9月10日～16日 | 9月10日の世界自殺予防デーに因んで、国が自殺対策基本法において定めた週間。命の大切さや、自死予防に関する正しい知識を広めるため、重点的な普及啓発活動を行うこととしている。 |
| | ○老人週間 9月15日～21日 | 国民の間に広く老人の福祉についての関心と理解を深めるとともに、老人に対し、自らの生活の向上に努める意欲を促す。 |
| | ○動物愛護週間 9月20日～26日 | 県民に広く動物の愛護と適正な飼養についての理解と関心を深めていく。 |
| | ○結核予防週間 9月24日～30日 | 結核に関する正しい知識を県民に深め、結核対策の取組の意識を高める。 |
| | 10月 | ○がん検診受診率50%達成に向けた集中キャンペーン月間 10月1日～31日 |
| ○里親月間（里親を求める運動） 10月1日～31日 | | 要保護児童は全国的にも増加しつつあり、虐待等子どもの抱える背景も多様化している。子どもたちの健やかな育ちを支える上で、家庭的な環境で養育を行う里親の活用を促進していく必要があるため、関係機関・団体の協力を得て、里親を求める運動を展開し、里親制度の普及啓発活動や、新規里親の開拓など里親委託を促進するための活動を実施する。 |
| ○臓器移植普及推進月間 10月1日～31日 | | 臓器移植の一層の定着・推進を図るためには、多くの方々に臓器移植に対する理解を深め、臓器提供に関する意思表示をしていただくことが極めて重要であることから、「臓器移植普及推進月間」を設け、広く国民に対して、普及啓発を行う。 |
| ○骨髄バンク推進月間 10月1日～31日 | | 骨髄移植等の進展には骨髄移植等に対する国民の理解を深め、善意の骨髄等提供希望者の登録を促進することが緊要であるため、「骨髄バンク推進月間」を実施し、広く国民に対して正しい知識を普及するとともに、一人でも多くの国民が骨髄等提供希望者として登録するよう呼びかけを行い、骨髄等移植対策の推進を図る。 |
| ○麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動 10月1日～11月30日 | | 麻薬・覚醒剤等の薬物乱用による危害を広く国民に周知させ、国民一人一人の認識を高めることにより、麻薬・覚醒剤等の薬物乱用の根絶を図る。 |
| ○精神保健福祉普及運動週間 国の指定する期間 (R4実績 10/10～10/16) | | 地域社会における精神障がい者の福祉の増進及び国民の精神保健福祉の向上を図ることを目的とし、啓発活動を行う。 |
| ○薬と健康の週間 10月17日～23日 | | 医薬品及び薬剤師の役割に関する正しい認識を広く国民に浸透させることにより、国民の保健衛生の維持向上に寄与する。 |

| | 名称、提唱日 | 趣 旨 |
|-----|---|--|
| 11月 | ○子供・若者育成支援推進強調月間 11月1日～30日 | 子供・若者育成支援のための諸事業、諸活動を集中的に実施することにより、国民の子供・若者育成支援に対する理解を深めるとともに、各種活動への積極的な参加を促し、国民運動の一層の充実と定着を図る。 |
| | ○「しまニッコ！（スマイル声かけ）県民運動」強調月間 11月1日～30日 | 大人と子ども、大人同士、子ども同士が、笑顔で声をかけ合うことで、ふれあいの力を培い、絆を深め合って生きるために、この運動を全県的に推進する。 |
| | ○乳幼児突然死症候群（SIDS）対策強化月間 11月1日～30日 | 乳幼児突然死症候群（SIDS）とは、何の予兆や既往歴もないまま乳幼児に突然の死をもたらす疾患であり、乳幼児の死亡原因の上位を占めていることから、その発生の低減を図るための対策が強く求められている。 12月以降の冬季に乳幼児突然死症候群（SIDS）が発生する傾向が高いことから、発生の予防に対する普及啓発を重点的に行う必要があるために、11月に対策強化に取り組む。 |
| | ○児童虐待防止推進月間 11月1日～30日 | 児童虐待に関する相談件数の増加や、子どもの尊い生命が奪われる重大事件も後を絶たない状況において、児童虐待問題は社会全体で早急に解決すべき重要な課題である。児童虐待防止法が施行された11月を「児童虐待防止推進月間」と定め、児童虐待問題に対する社会的関心の喚起を図るとともに、児童虐待に対する正しい理解を促進するために広報や啓発活動を重点的に実施する。 |
| | ○アルコール関連問題啓発週間 11月10日～16日 | 国民の間に広くアルコール関連問題に関する関心と理解を深めることを目的として啓発活動を行う。 |
| | ○介護の日 11月11日 | 介護について理解と認識を深め、介護従事者、介護サービス利用者及び介護家族を支援するとともに、地域社会における支え合いや交流を促進する観点から、高齢者や障がい者等に対する介護に関し、国民への啓発を重点的に実施する。 |
| | ○女性に対する暴力をなくす運動 11月12日～25日 | 11月25日は国連が指定した「女性に対する暴力撤廃国際日」であり、内閣府等の主唱によりこの日を含む2週間を運動期間としている。関係機関・団体が連携して、女性の人権を著しく侵害するDV、性犯罪、ストーカー等の女性に対するあらゆる暴力の撲滅と女性の人権尊重のための社会的意識啓発や教育等の取り組みを推進する。 |
| | ○糖尿病週間 11月14日を含む1週間（月～日） ○世界糖尿病デー 11月14日 | 国連が指定した世界糖尿病デー（11月14日）を含む月曜日から日曜日までの1週間を糖尿病週間とし、糖尿病の予防治療療養を喚起する啓発運動を推進している。 |
| 12月 | ○年末の食品衛生強化月間 12月1日～31日 | 年末における食品の衛生的な取り扱いや、調理従事者の健康管理の状況などについて、食品関係業者等に対し監視指導することにより、ノロウイルスなどをはじめとする食中毒の発生防止を図る。また、食品の流通量が増加することから、食品及び添加物の適正な表示の実施等について食品関係業者等に対する監視指導を強化することにより、食品等の表示の信頼性を確保する。 |
| | ○世界エイズデー 12月1日 | 12月1日は国連が定めた「世界エイズデー」であり、エイズに関する啓発活動などを実施する。 |
| | ○国際障害者デー 12月3日 | 障がい者問題への理解促進、障がい者が人間らしい生活を送る権利とその補助の確保を目的とする記念日。昭和57年12月3日の国連総会において「障害者に関する世界行動計画」が採択されたことを記念して平成4年の国連総会で宣言された。 |
| | ○障害者週間 12月3日～9日 | 国民の間に広く障がい者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障がい者が社会・経済・文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めるために設けられた。平成16年6月からは障害者基本法第9条に明記されている。 |
| 1月 | ○はたちの献血キャンペーン 1月1日～2月28日 | 新たに成人式を迎える「はたち」の若者を中心として広く国民各層に献血に関する理解と協力を求めるとともに、特に成分献血、400mL献血の継続的な推進を図る。 |
| 3月 | ○自死対策強化月間 3月1日～31日 | 自殺対策基本法において、3月が自殺対策強化月間と定められた。様々な機関や団体と連携して啓発活動を推進し、また当事者が必要な支援が受けられるよう支援策を重点的に実施する。 |
| | ○世界腎臓デー 毎年3月第2木曜日 | 腎臓病の早期発見と治療の重要性を啓発する国際的な取組として、医師やコメディカル、患者や患者家族が主体となって啓発活動を盛り上げる。 |

| | 名称、提唱日 | 趣 旨 |
|----|---------------------|--|
| 通年 | ○しまね家庭の日 毎月第3日曜日 | 「家庭」はかけがえのない生活の基盤であり人間としての生き方の基本を学ぶ最も大切な教育の場である。しかし、都市化、情報化の進展など社会環境が変化する中で、本来家庭が担うべき教育機能も大きく変化している。このため、家庭が担う役割の重要性を再認識し、家族の絆を強め、青少年の健やかな育成を基本として運動を推進する。 |

